

ロビン・藤好
ハンス・ト斗争
資料集
1987
9.5
5
10.10

増補版

ハンス
実行
委員会

(必読本 B4 5/6)

ハNST声明文 3

経過報告 4

ビラ 10



抗議声明文 12

ハNSTニュース 拳 15

私は何故進んで自首するのか 35

ハNST日誌 36

ハンガー・ストライキ声明文

私は今までハンガー・ストライキをしたことはありません。しかしこの身を持って、法務省の不当な措置に対し、抗議の声を上げたいと思います。法務省を英語では正義（公正）の省と呼びます。今回の法務省の措置は、「正義」という言葉から逸脱するものであり、「公正」とは程遠いものです。

私は過去5年間に再入国許可の申請を6度してきましたが、今回たぶん6度目の不許可処分となるでしょう。今回の申請は8月31日（月）に行いました。人道上の理由において再入国許可の申請をしたのです。妻がハワイに帰った時、彼女の父親が病氣であると断がかりました。その後、重度の骨髄腫（血液の癌）であると診断されました。妻の母親は4年前脳病を病み、今回再び癌をふり返しています。

妻は一人娘なので、私はこの大変な時期に、妻たちの手助けにハワイへ帰るべき責任を感じておられます。担当医の手紙を添えて再入国許可の申請をしましたが、皆さんがこの声明文を頃には6度目の不許可処分を受けているでしょう。

私の6回にわたる再入国不許可処分と他の人たちの例から、法務省が1982年10月以来、指紋押捺拒否者に対して再入国許可を与えていないのは明らかなことです。再入国許可を与える人道上の理由さえも削除するというのは、「人権」という根本原理をもも害することではないでしょうか。

法務省入国管理局長、小林俊二氏は何度も、日本政府は日本の法に背いていながら罰せられないでいる外国人を誰であろうとも許さないと語っています。

どちらが本当の違反者でしょうか。私のように、不当な外国人登録法に従うことを拒否する者たちでしょうか。それとも、日本のあらゆる法の基本となる日本国憲法の精神と、日本の国会で批准された国際条約に従うことを拒否する法務省でしょうか。1979年、日本の国会は国際人権規約を批准しました。

国際人権規約第14条に「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」と述べています。

それなのに私の再入国を不許可処分にし、私の宣教師としての在留資格を「出国準備期間」という名目でほんの3ヶ月間だけ延長したということ、法務省が、私の現在審理中の裁判が終わるより前に私に有罪の判決を下しているということです。

日本国憲法第39条は、「同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われない」としています。外国人登録法の下では指紋押捺拒否者は、20万円以下の罰金か、1年以下の禁固刑又は懲役とされています。しかし法務省は、私達指紋拒否者に対して、出入国管理及び難民認定法という異なる二重の法律を用いて、再入国許可と在留資格の通常再延長を拒否する二重の処罰を課してきています。法務省は、日本の憲法の精神を犯す最悪の違反者です。なぜならば、裁判の判決を待つことなく行政措置を行い、日本国憲法と国際人権規約に認められた権利の保障を無視しているからです。

1 私は、病める妻の両親に対する私の責任を果たすために、再入国許可が与えられるように要求します。

2 私は、私自身と他の指紋押捺拒否者に対する再入国許可と法的資格の公正な延長を認めない、法務省の不当な措置に抗議します。

3 私は、日本の人々に私の再入国許可を認めるよう、法務省に要請することと呼びかけます。そして、日本に住むすべての人々の人権を保障するよう、法務省に働きかけることを呼びかけます。

私の非力なこの体で、法務省の権力に抗して闘います。

1987. 9. 5.
ロナルド・スラム・フジヨシ

＜我が身をおいて無期限ハンストに突入＞

ロッキンジャーさんは、重症の骨髄腫(血液のガン)にかかっているハライ(生)の義女を見舞うため、8月31日に再入国申請をしたが、不当にも不許可となり、
ため、再入国申請をより強く要求するためとにも。この間のロッキンジャーの再入国不許可や在留期間更新の規制(ロッキンジャーさんは、現在、外国準備期間という名目で、11月1日まで在留期間となっている)をはじめ、全ての拒否者に対する法務省・入管局の行政裁量を濫用した弾圧や黒い発言にかみられたような外国人のあたりまえの生きる権利を認めない排外主義的な態度に対して、強く抗議するため、9月5日、12時よりわが身をおいた無期限ハンガー・ストライキで、法務省・入管局に対して、強い抗議を行った。それと実行を合めて、ハンストの終結地点を「大村収容所」と目的意識的に設定し、25日目にあたる9月29日、ハンストをおこすことは貫徹し終結した。

＜広汎な国内外世論のうねり＞

ロッキンジャーの再入国許可を勝ちとるためのハンストを成功させるため、これまでに裁判闘争などを共に闘ってきた多くの仲間・友人たちと、ハンスト実行委員会をつくり、ロッキンジャーと共に、神戸入管に対して抗議・要請行動を展開すること共に、広汎な民衆の声を集め、法務省・入管局を包囲するため、街頭地域や情直や法務大臣宛要請ハガキ、海外世論の喚起などに取り組んできた。又、幅広くアピールしていくと共に、私たちが自身の主体を強くしていくために、ハンスト現場において、ミニコンサート集会を取り組んできた。

この間、右翼団体・カルの妨害などを受けながらも、神戸・花崎計前が東遊園地でハンストを貫徹して来た。15日には、ロッキンジャーの生活拠点である大阪生野にて出張ハンストを行った。

法務大臣宛要請ハガキは、1万枚を超え、更に増え続けている。又、その所

果をふまえて、新たに、各団体・個人に法務大臣宛抗議文を提起し、この抗議文は、着々と法務省に届きつつある。更には、国会議員署名・文化人署名にも取り組み始めた。海外においても、アメリカ国内での大使館や領事館への抗議行動・署名や抗議文などの行動が巻き起こり、オサダや韓国にもアピールををし、法務大臣宛に国際世論を集中する行動が強く展開されている。又、24日には、民主主義の次期大統領有候補のジョージ・ジブソン師が、法務大臣宛に抗議と要請の紙を出した。その他、リウカ・スリボン・東アフリカ・台湾・タイ等から、抗議文が送られている。

＜責任回避に終止する神戸入管＞

こうした国内外の広汎な声を背景にして、連日渡り神戸入管に対して、要請・抗議行動をしてきたが、神戸入管は、「意図的かつ公然とした外資・法違反」を理由にして、3度に渡り不許可処分をしてきた。それによって「第一理由」による3度以上の申請を認めない」と申請そのものを受理しないという、行政としてあるまじき暴挙を行ってきた。私たちが、この時点で、神戸入管に対して、要請・抗議から抗議に移行し、追及していった。24団体による抗議文を送ったところ、ながる追及して来たが、神戸入管は、「ロッキンジャーの件は特別で、全て本指針通りにある」と、本指針に使うだけ。私たちは東遊園1つならぬ「す」と本指針の受主となっている。本指針に使うだけ。私たちは東遊園1つならぬ「す」と本指針の受主。体的・責任回避に終止した。私たちは、16日の徹底的な抗議行動をもち、神戸入管に対しては見限り、今後、本指針ある法務省・入管局に攻めかかることとした。

＜東京、法務省・入管局へ、本指針攻めのぼり、法務大臣・入管局長との会見が実現＞

16日以降、東京の地において、関係の団体・個人の協力を得ながら、各団体・おわりや、東京での様々な集会で「アピール」等、21日の法務省交渉に向けて、いっばい動きまわりました。さらに、数回的な外資法改正、法案の参議院審議中であったことから、社会党国会議員などに対する要請や法務委員会

憲法を表明して、抗議文を渡すあげを獲した。29日は、17名で大村収容所
に行き、息子の正助君を含めて9名が面会し、その後、抗議行動を貫徹して、
大村の地において、ハロストを終結した。

ハニストの終結地点を「大村収養所」にしたのは、おさん^(せき)の件をきっかけとしている。しかしながら、このことによって、ハニストが問いかける一歩落している。その本質的に明らかになってくる。ハニストは、当然、法務省の行政措置に対する抗議として始められた。^(お)その背景には、「外国人は着て食おうと、焼いて食おうと自由である」との日本国家の差別・排外思想があり、その象徴として「大村収養所」がある。こうした「大村」を存続させていることを自体が問題であり、今日、「大村」をハニストの終結地点にしたことを通して、^(お)再び「許可をあたえる」問いにおいて、私たち日本人がより根本の問題意識を叩め、制度に向けて努力するきっかけとしたい。

蘇州府志

入定國體に通過した父のさんへ

ロニさんは、1981年11月に指紋拒否し、裁判闘争などを通して、日本社会の根本の問題、すなわち在日外国人に対する不当な同化政策を暴露された。その背景には、ロニさんの個人史がある。ハワイでの日系を包めたアジア系の人々に対する WASP (白人、プロテスタント、プロテスタント) の価値観の強制、ミカエルの黒人ラジトード、偏見とは作られたものであり、偏見を持つ者が自らの偏見により自己解放していかねればならないと学んだこと、あるいは東南アジアについての体験がある。日本に外国人として、日本とアメリカの西の帝国主義と闘うことを選んで、自ら第3世界アジア人として生きていく思いに至ったことなどである。14年前に、宣教師として来日し、大阪・生野で在日韓国・朝鮮人と共に働くことになる。日本社会の問題をさかすめるようになり、「ヤマト以外の民族性を認めよう」といふ、日本政府の全面的な

めの政策の不当性を訴えてきた。その流れの中で、祖父拒否をし、現在
内容をより深めながら、前いを継続中であります。

二三人は、在日韓僑・朝鮮人、在日中国人を以てして、アジアの人々が、自らの民族性に基づいて持つて生きている日本政府の同化政策に對して、自らの思想の問題として、そのことを懸念することを許さず、第3世界の人々として生きていくために、自らの解放のために、闘わなければならぬと思つてゐる。

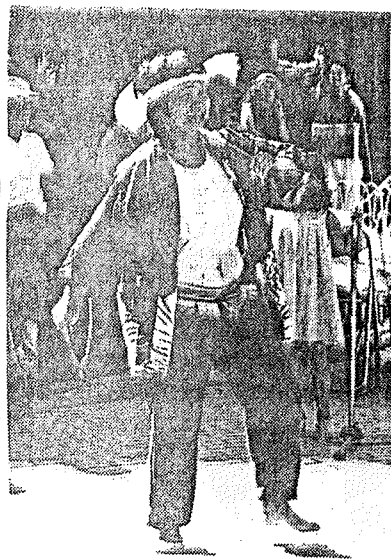
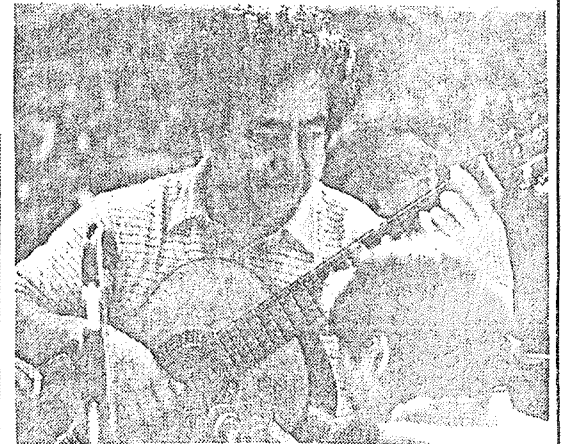
今回の再入国許可を勝ち取るための無期限ハンストの延長上にあることを。

今回の再入国許可を勝ち取るための無期限ハンストを曲げることを許さず、かつすはさ。自分の思想を憲法第9条の不当な行政措置に屈して曲げることを許さず、かつすはさ。自分の思想を憲法第9条の不当な行政措置に屈して曲げることを許さず、かつすはさ。自分の思想を憲法第9条の不当な行政措置に屈して曲げることを許さず、かつすはさ。

ハンストの再入国許可を勝ち取るために、自らの身を賭して闘ふことを通して、ハンストに行き、日本に戻ってくる自らの自由を勝ち取る決意である。そのことを通して、憲法第9条の行政措置の不当性を訴へながら、多くの人々に、それだけの価値がある、自己の解放のために立ちあがるように問題を提起していることを。

私たちは、直接には、ロニエが、ハコに一時帰国し、再び日本に戻つてくれ
るための再入国許可を勝ち取る決意であるが、それと共に、より重要なのは、私
たち一人一人が、今回のロニエの身をおけたハニスト闘争を通じて、ロニエの闘
争熱意に感銘を受け、自分自身として、どう解放にあつたはまきをしていくの
かを、より追及し、努力することである。

今回のハリストを讀んで、多くの人が結論に達した。これは、様々な人々の出会いがあるだろう。こうした交流の場から、31は築き上げられていく。根本にわたる自己解放の場を、力を強くしてゆく未来である。



神戸のねえさんに会わせろ！

小林入管局長は即刻ロン藤好氏の再入国許可を認めよ！

**法務省・入管局は押捺拒否者の
渡行の自由を奪うな！**

私達の友人である、神戸市灘区在住の日系米人宣教師ロナルド・スミス・藤好さんが、神戸市内で9月5日から、ハンガーストライク（断食座り込み）をしています。

ロン・藤好さんは、ハワイ在住の義父が骨髄腫（血液のガン）とわかったため、一刻も早く、ハワイに一時帰国する必要に迫られています。

**再入国の申請すら
受理しようとしないう法務省**

ところが法務省は、ロン・藤好さんの再入国申請（今の在留資格のままで再入国できる保障）を83年以来8度も不許可にし、9度目には申請そのものを受理しないという暴挙を行いました。

自ら法を破る法務省

法務省は指紋押捺拒否を理由として、再入国申請を不許可としています。日本国憲法第39条は「同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われない」としているにも関わらず、押捺拒否者に対し「出入国管理及び新居認定法」という異った法律を用いて再入国を許可しないということは不当な処分であり、指紋押捺拒否者の基本的人権を奪つもので、人道上、決して許されるものではありません。



『悪法も法なり』？ — あなたは法を守って生きていますか？

第二次大戦中

在米日本人は、法律で強制的に収容所に送られました

第二次大戦中、アメリカ政府は多くの在米日本人を、潜在的スパイとして全員収容所に閉じ込めました。しかし、現在アメリカの最高裁はこの措置を、正義に背いたものとして断罪し、国に賠償金の支払いをも命令しました。

現在

在日外国人は、指紋押捺を拒否すること
で『外登法』の違法性を訴えています。



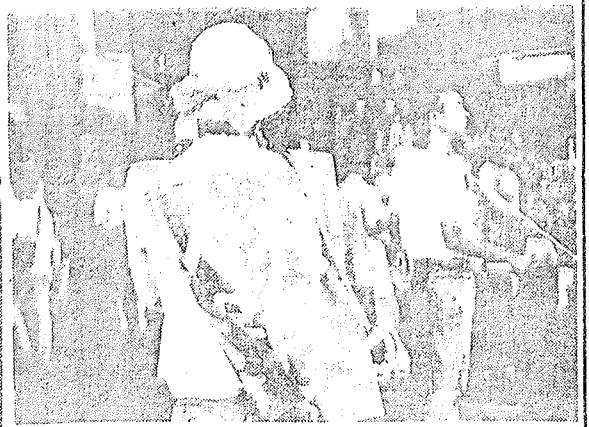
法によって保護されることを否定される在日外国人は、その違法性を訴える手段として、「法を破る」という行為でしか自己の人権を守ることはできません。又、百歩ゆずって指紋押捺拒否が「外国人登録法」違反であるか否かについて、藤好氏は現在、大阪高裁で係争中です。法務省・入管局の処分は国際人権規約（日規約第14条）刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」を踏みにじる行為であり、国際人権規約を批准している日本の法務省こそ国際条約を守らず違反をしていると判断せざるをえません。

指紋問題は、単に在日外国人の問題ではなく、外登法そのものの存在を許している我々日本人自身の問題なのです。

ロン藤好さんの再入国許可を勝ちとる
ためのハンスト実行委員会

連絡先 06-754-7594（今井）

振込No. 大阪8-315134



スワラ

押なつ拒否の米宣教師 再入国許可を申請

大坂入管 大坂支局

外国人登録法に違反して、
再入国許可を申請する外国人が、
一時的に出国し、
再び日本に入国しようとする場合、
再入国許可を申請しなければならない。
この申請は、
入管庁または入管支局に提出する。
再入国許可は、
日本に在留する期間、
再入国許可の有効期間、
再入国許可の条件、
再入国許可の料金を定める。
再入国許可は、
日本に在留する期間、
再入国許可の有効期間、
再入国許可の条件、
再入国許可の料金を定める。

十八年からの今年七月にかけて
行った五回の申請はいずれも
不許可となつてゐる。さうい
ふに、同宣教師は外務省の期限
切れとなつた昨年十一月、切
り替え登録をしようとしたが、
今年八月十七日に満期した
在留期間更新も、出国登録
のための九十日間期間短縮
されて許可されてゐる。
フジョシ宣教師が、今回の
ように人道上の理由で、再
入国許可を申請するのは初め
である。同様のケースで、指
押なつ拒否のフランス人神父
が、米宣教師の父への出立を
を理由に行つた。今回の再入
国許可申請に対し、法務省は
いづれも不許可決定を下して
いる。この神父は東京地方に
不許可取り消しを求める行政
訴訟を起してゐる中。

押なつ拒否したフジョシさんの 米國へ一時帰国を不許可 抗議のハンストへ



出陣のハンストに就いた
「一人でも多くの人に外務省の問題や在留者の
非人道的な姿勢を伝えたい」とハンストを説
けるフジョシさん（手前右）

在留更新を不許可 90日猶予期間与える

大坂入管 大坂支局



外国人登録法に違反して、
再入国許可を申請する外国人が、
一時的に出国し、
再び日本に入国しようとする場合、
再入国許可を申請しなければならない。
この申請は、
入管庁または入管支局に提出する。
再入国許可は、
日本に在留する期間、
再入国許可の有効期間、
再入国許可の条件、
再入国許可の料金を定める。
再入国許可は、
日本に在留する期間、
再入国許可の有効期間、
再入国許可の条件、
再入国許可の料金を定める。

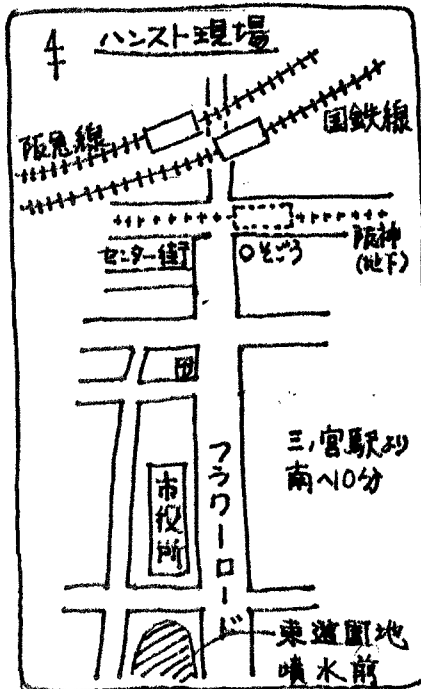


出陣のハンストに就いた
「一人でも多くの人に外務省の問題や在留者の
非人道的な姿勢を伝えたい」とハンストを説
けるフジョシさん（手前右）

7月10日現在

無期限ハンスト (断食) 72時間経過

ロン・藤好さんが **再入国許可** を勝ち取るため を行っています！



難区 在住の日系アメリカ人、ロナルド・ススム・藤好さんは、日本に住む外国人に強制される**指紋押捺を拒否し、現在裁判中**です。

ところが、やがて公正なる法務省は、見せしめとして、指紋拒否者の「再入国許可申請」(在日外国人が今の在留条件のまま再び入国できる保障)を許可せず、実質的に外国人の海外渡航の自由を奪ってしまいました。そのため藤好さんは五年間アメリカに帰ることができないでいます。

八月中旬 ハワイ在住の藤好さんの義父が骨髄腫(血液のかん)とわかり、一刻も早くハワイへ行き見舞う必要に迫られています。

ハンスト実行委
 ロン・藤好さん指紋拒否を考へる会、指紋制度を考へる会、ハンスト団田住民グループ、金普恵を支える会、不の会、兵庫指紋拒否者と共に斗争せよ4・24長田グループ、戦争を起こさない市民の会、尼崎住民ひろば。

指紋押捺拒否者へ 再入国許可 正当な在留期間延長を認めよ！

エッ、指紋を押さなかっただけで、**国外追放!!**

八月三十一日に藤好さんが義父を見舞うために提出した再入国申請を、法務省は、非情にも指紋押捺拒否を理由として、不許可にしました。このような非道な措置を私達は許すことができません!! 藤好さんの義父を見舞う権利を何故何でも勝ち取らねばなりません。

藤好さんは、九月五日午前十一時を期して、ハンカーストライキ(断食)に入りました。是非ともみなさんのご支援をお願い致します。

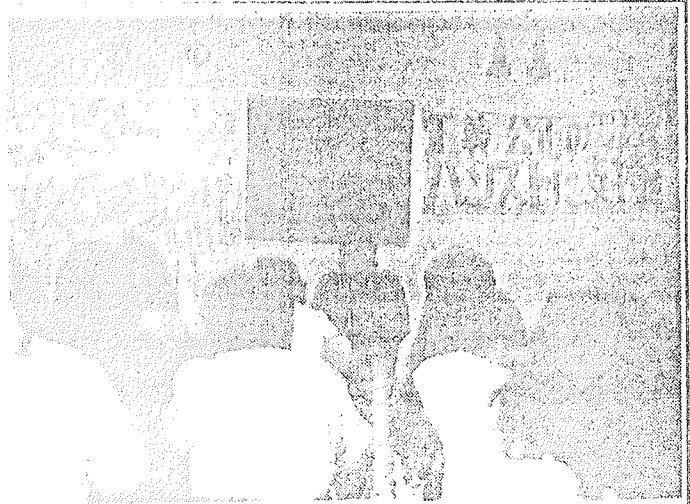
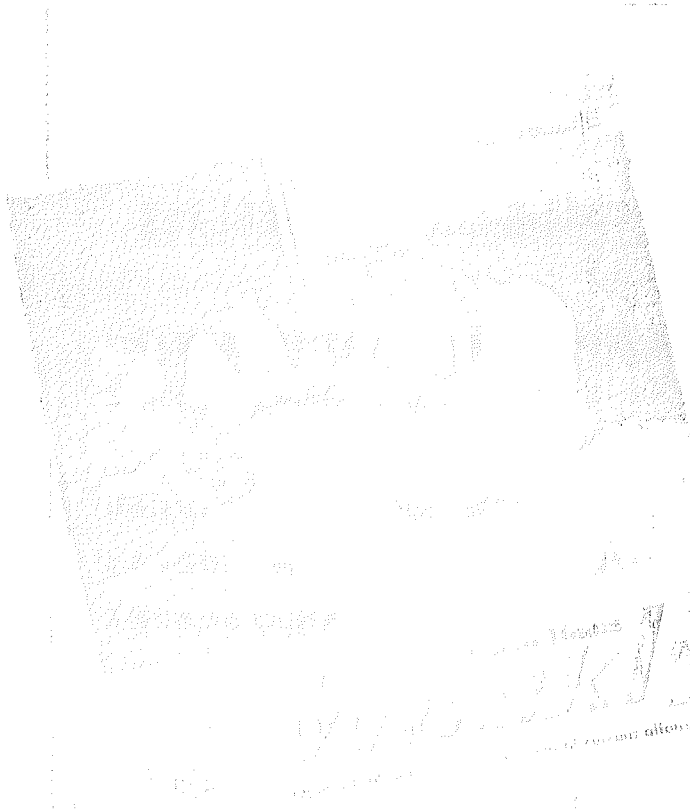
〈お願い〉

- 一 ハンスト現場に来て下さい。
- 二 法務省への要請ハカキ(当方で用意します)を出して下さい。
- 三 各地のミニコミ、クナコミなどで声援して下さい。

以上、よろしくお願い致します。



法務省に抗議と要請を!!



In the news

Ron Fujiyoshi on hunger strike to protest fingerprinting

Ronald Susumu Fujiyoshi, 47, an American lay missionary currently working in the Korean community in Ikuno Ward, Osaka, has been on a hunger strike, taking in only water and salt since Sept. 5 to protest, he says, the injustice of the fingerprinting requirement of the Alien Registration Law.

Fujiyoshi told the Weekly in a Sept. 19 interview that he has been denied a re-entry permit eight times in the last five years because of his refusal to be fingerprinted since November 1981. Fujiyoshi's father-in-law is critically ill from cancer of the bone marrow and Fujiyoshi's wife and daughter have already flown to Hawaii to be with him. Fujiyoshi is unable to join them because he will be unable to return to Japan to continue his work.

In addition, Fujiyoshi's missionary status visa was not extended upon his application in August, and he has been ordered to leave Japan by November 17.

The Kobe Immigration Bureau has refused to accept his re-entry permit application, stating that all his papers have been sent to Tokyo. While in Tokyo, Fujiyoshi gave a talk at a rally held on Sept. 20 and spoke at the Foreign Correspondents' Club on Sept. 21.

Fujiyoshi also spoke with Justice Minister Kaname Endo, appealing his case and those of other foreign residents, primarily Koreans born in Japan who, he feels, are facing discrimination in Japan.

According to Fujiyoshi, the new revision to the Alien Registration Law, which passed at the Sept. 18 Diet meeting is only "a cosmetic change to curb the anti-fingerprinting movement," since only 16-year-olds and newcomers will be affected by the one-time-only requirement.

"The revision shows no serious reflection on the part of the government that the law is wrong," said Fujiyoshi.

Jeong Jaekwon Enters Fingerprinting Dispute

Jeong Jaekwon, 45, a Korean-born resident of Osaka, has entered the fingerprinting dispute by refusing to be fingerprinted. He is currently on a hunger strike, taking in only water and salt since Sept. 5 to protest, he says, the injustice of the fingerprinting requirement of the Alien Registration Law.

Jeong told the Weekly in a Sept. 19 interview that he has been denied a re-entry permit eight times in the last five years because of his refusal to be fingerprinted since November 1981. Jeong's father-in-law is critically ill from cancer of the bone marrow and Jeong's wife and daughter have already flown to Hawaii to be with him. Jeong is unable to join them because he will be unable to return to Japan to continue his work.

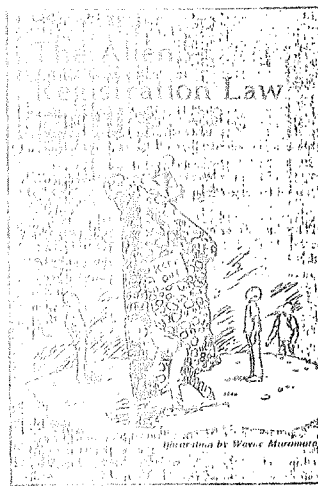
In addition, Jeong's missionary status visa was not extended upon his application in August, and he has been ordered to leave Japan by November 17. The Kobe Immigration Bureau has refused to accept his re-entry permit application, stating that all his papers have been sent to Tokyo. While in Tokyo, Jeong gave a talk at a rally held on Sept. 20 and spoke at the Foreign Correspondents' Club on Sept. 21. Jeong also spoke with Justice Minister Kaname Endo, appealing his case and those of other foreign residents, primarily Koreans born in Japan who, he feels, are facing discrimination in Japan.

Fingerprinting Refuser Calls Off Hunger Strike

After a hunger strike of 14 days, Jeong Jaekwon, 45, a Korean-born resident of Osaka, has called off his hunger strike. He is currently on a hunger strike, taking in only water and salt since Sept. 5 to protest, he says, the injustice of the fingerprinting requirement of the Alien Registration Law. Jeong told the Weekly in a Sept. 19 interview that he has been denied a re-entry permit eight times in the last five years because of his refusal to be fingerprinted since November 1981. Jeong's father-in-law is critically ill from cancer of the bone marrow and Jeong's wife and daughter have already flown to Hawaii to be with him. Jeong is unable to join them because he will be unable to return to Japan to continue his work.



HUNGER STRIKE—A Korean lay missionary (Jeong Jaekwon) has been on a hunger strike since Sept. 5 to protest the fingerprinting requirement of Japan's Alien Registration Law. (The story on this page.)



The Alien Registration Law of 1952 requires any foreigner staying in Japan for more than 90 days to register with the local city or ward office. The person would then be issued a registration certificate which must be carried at all times. Foreigners living in Japan for more than one year must also give their fingerprint (left forfinger). Police can stop a suspected foreigner at any time and demand registration certificates, which, according to Takumi, they do quite regularly.

Further, Takumi reports that becoming a Japanese citizen is very difficult. A person must live at least 10 consecutive years without ever having left the country, hold a good job, and be considered good for the national interest of Japan. Even then, chances of becoming a citizen are out unless the applicant changes his/her name to a Japanese name.

The protest against the fingerprint law began in 1981, rose to a high of 6,750 refusals last year, but has dwindled to a little more than 1,700 at the present time. The reason for the decline, protesters note, is largely due to the denial of re-entry permits to refusals.

法務省大阪入国管理局神戸支局

首席審査官 石 若 宏 殿

ロナルド・ススム・藤好氏の再入国許可申請への不許可処分と申請書受理拒否に対する抗議並びに申し入れ書

ロン藤好氏は「ハワイ在住の家族に会うため」や「宣教師としての義務履行のため」これまでも再三、再入国申請をしてきたが、1982年10月の外国人登録法改「正」以来、5年間にわたり5度も不許可処分にされ続けてきた。

この8月31日、藤好氏はハワイに在住する義父（妻の父親）が重度の骨髄腫（血液の癌）であることがわかり「病氣見舞いのため」再入国申請をした。また、藤好氏の妻の母親は4年前にうつ病を病み、今回、再び軽いうつ病をふり返しており、一人娘である妻の手助けをしたいとの願いをこめ藤好氏はハワイへ一時帰国するために再入国を申請したのである。

しかし、貴入管局は、藤好氏が指紋押捺拒否者であることを理由に「外国人登録法の意図的かつ公然とした違反」であるからと不許可処分を下した。日本国憲法第39条は「同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われない」としているにもかかわらず、指紋押捺拒否者に対し、「出入国管理及び難民認定法」という異なった法律を用いて再入国を許可しないということは不当な処分であり、指紋押捺拒否者の基本的人権を奪うもので、人道上決して許されるものではない。

指紋押捺拒否が外国人登録法違反であるか否かについて、藤好氏は現在、大阪高裁で係争中である。貴入管局の処分は国際人権規約（B規約第14条「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」）をふみにじる行為であり、国際人権規約を批准している日本の法務省こそ国際条約を守らず違反をしていると判断せざるをえない。

藤好氏は、8月31日に続き、9月5日、8日と3度にわたり申請をくり返したが、貴入管局は藤好氏の申請をことごとく不許可処分にした。さらに、9月11日、貴支局は「同一理由による3度以上の申請を認めない」と、申請書の受理そのものを拒むという行政としてあるまじき行為、暴挙をおこなった。「同一理由による申請は受理できないというのは法務大臣の判断だ」と貴支局の石若審査官は言うが、これは法務大臣の自由裁量を利用した法務省入管局の行政権の不当な濫用であり、人権を主張する押捺拒否者や運動に対する行政の不当な弾圧である。

そもそも再入国許可は各地方の入管・出張所段階で判断し出されてきたものであり、申請書を受理し、審査するのは貴支局の業務であり責任である。しかし、この間の貴支局のやり方は自らの業務と責任を放棄し、本省の不許可指導に追従する無責任で没主体的な行政姿勢であり、申請者の人権と渡航の自由をふみにじるものである。私たちは貴支局に対し、本来の行政責任を遂行することを求めると同時に、貴支局による申請書の受理拒否という暴挙に対し抗議し、謝罪と撤回を求めるものである。すみやかに申請書を受理し、一日も早く再入国の許可を求めるものである。

1987年9月14日

ロン藤好さんの再入国許可を勝ちとるためのハンスト実行委員会
(12)



法務省交渉もため

小林・入国
管理局長

現状では出せない」



ハンストを続ける

[illegible]

「十分考えて結論出す」
法相、フジヨシさんと面会

[illegible]

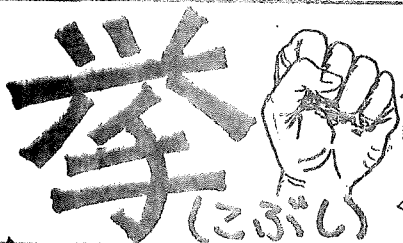
再入園許可
法務省へ申請

ハンストのロイヤル・セーレン
相愛型なつて恋している
が、何人かの子供がおりず、
ハワイに住む妻の両親は、
いけなげにその情状を
区有野田二六(一)、二七(臨)
二十日、調停命令を出さ
す。母、徳富と小森屋二入
官署に会い、人道的な立場
から再入園申請許可するた
め求めた。(三)に對し、小森
屋は「離婚協議は状況でも
ない」一と返事をのこした。

署名 HANSEN

ロン藤好ハnstニュース

ロン藤好さんの再入国を認めよ!!
 ロン藤好さんの在留更新を行なえ!!
 法務省は、不当な政策-行政措置をやめよ!!



第1号 87-9-6

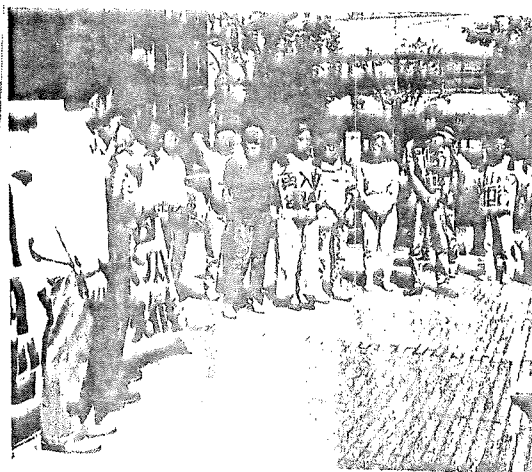
＜発行＞
 ロン藤好さんの再入国許可を
 勝ちとるためのハnst実行委
 ＜連絡先＞

078-392-4768

P.M.
 5じ

無期限ハnstライキに突入!

再入国許可を勝ちとるまで創意工夫ある闘いを!!



午前9時半、あちらこちらから
 道具、備品等を持って、仲間がや
 ってくる。さあハnstの準備だ

色とりどりのゼッケン。はちまき
 横断幕。立て看板が持込まれる
 午前10時、現場の設営に数人を残
 して、残り全員で神戸入管へ行く
 へ入管、指紋押捺を強要
 神戸入管へ到着するや否や、入
 口で入管職員のお出迎え?案の定
 人数を制限してきた。渋々ロンさ
 んと5名が8階へ。ロンさんが再
 入国申請をしようとすると思括審
 議官が出てきて、ハnstをやっ
 ても無駄だ。指紋を押したら認め
 る」と言う。フザケルナ!

ハnst集会盛上る

午前12時 ハnst
 突入集会の始まりだ。

最初に実行委員会から
 経過報告。教会関係者
 の発言に続いて、衆議
 院議員の河上民雄氏が、
 法務省との交渉の内容
 や外登法改悪案につい
 て触れ、又作家の小田

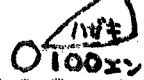
実氏が駆け付け、ロンさんとの東南ア
 ジアでの感動的な出会いに触れなが
 ら、ロンさんの闘いを評価し、熱い
 連帯表明をした。最後にロンさんか
 ら「法務省の不当な政策-行政措置
 に抗議し再入国許可を勝ちとるため
 体が続くまで闘う」との決意表明が
 あり、ハnst声明文を全体で確認
 して終わった。
 集会第二部では、実行委参加団体か
 らのアッピールをシュプレヒコール
 でしめくくって、ハnst突入集会
 を終えた。ハnstは、7、8名で
 闘っている。

その後、三宮センター街へ情宣隊
 が繰りだし、3千枚のビラを配布し
 た。この間ハnst現場にも変わる
 がわる新しい仲間が駆け付けハnst
 者を囲んで討論の輪が広がり、おも
 しろい交流の場になっている。

さあ これからも息ながく闘い、
 世論を盛り上げよう。



法務省に抗議しよう



無期限ハnst中のロン
 さんのさしあたってのささ
 やかな望みは、万人分の集
 書を法務省に送ること。
 もし一万
 人分の名
 前と住所
 の書いてある集書が法務省
 に届いたのなら大きな圧力
 になると思いませんか?
 皆さん、集書を一枚 100 円
 法務省やーイ
 私らの声の大きさに
 驚くなー!!!

[illegible][illegible]

A black and white photograph showing a dark, heavily textured surface, possibly a wall or a large object. In the upper right corner, there is a bright, circular light source, which could be a lamp or a reflection. The overall image is grainy and has a high-contrast, somewhat abstract quality.

特
寄

別
稿

生きている

『侵略の思想』

支配するために蔑視する

「侵略の思想」
——支那をめぐって展開する

西アフリカで、白人は名譽ではな
い。日本人は、名譽白人とされてい
る。金貨の売り出しに行列する。こ
れで恥ずかしくないなら、侵略の思
想は續いている。

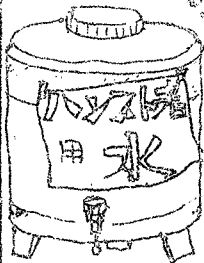
家族に少くとも仕送りを、ジャ
バゆきさんがくる。自然が豊かな常
夏の土地で、食しい。「資源がない
日本に稼ぎ口」がある。へんに思わ
ないか。

土地を、日本に奪われて、朝鮮人
が日本にきた。朝鮮人を、日本が軍
事生産のために、強制連行した。

今度は、「外国人は、ここで住む
權利」がないという。「居るなら、
この仕事をに任せ」。つまり、
それぞれの、編み物の生き方を、捨
てろ……

ここへ「自分から来る人」は、そ
れでもいらない。だが「日本に部
合のいい人は、歓迎」する。日本人
のほうが、カタカナ文化にかぶれる。
国際化は、日本にメリットなのだ。

ただ「働くだけ」の人は、身の上
を、忘れてもらう。「自分で、なく
なってもらう。そして、働く力を
「管理」する。



日本社会の「歴史」を、支えてくれ
るかぎり、居てもいい。彼らにい
と、追い出す。それで生きているけ
れども、知らない。

土地を奪い、強制連行した思想が
変わってない。「人を、人」と思っ
ていない。韓国・朝鮮人の「在日」
自体が、侵略の結果だが、人は、そ
の暮らしとところで、自分の生き方を
するのが当たり前だ。

働く力にしろ、資源にしろ、ひと
の力を盗み奪うために、相手を支配
するために、蔑視する。自分が、
すぐれているわけではない。

日本人が、自分がすぐれているよ
うに幻想する1つは、「経済大国」
という考え方だろう。資源はなく、
それは、ものを「造る」力でもない。
ひとの資源と働く力を「支配」する
力ではない。もう1つ、「天皇の
民族」という考え方が、歴史的な役
割をしてきた。

反響を呼んでいる 侵略戦争

明治国家は、欧米に対抗して、周
りのアジアを侵略した。1945年
に、これは、終わったか。

沖縄に米軍が上陸、広島・長崎に
原爆が落ち、米軍が、進駐してきた。
真珠湾を奇襲したことが、非難され
た。アジアへの侵略は、どれほど反
響されたか。

米軍が、アジアへ、侵襲した。た
しかに日本も、侵襲される側だった。
そして自分も「小西洋」になって周
りを侵略すること、対抗した。
「米軍に負けた」ことは、アジア
を「侵略する競争で負けた」にすぎ
なかつた。「米軍も侵襲者」なのに、
米軍に負けたことで、侵略をあきら
めることはない。

ただ「民主的な、経済での侵略」
が、今後の教訓になった。
「むしろ日本はアジアを、西洋の
侵略から守る（指導者の）立場にあ
る。最大の侵略はアヘン戦争だった」
この様な考えは、根深い。

この指導者意識を、「神の国」と
いう考え方が歴史的に、育ててきた。
敗戦後、天皇は「人間だ」と宣言し
日本人が他の民族を支配する資格が
ない、はない、ともいった。

天皇と国民は「敬愛」で結
ばれ、という。天皇を「象徴」と
する一方を、新憲法の中に、のこ
した。沖縄・広島・長崎をいけにえ
にした戦争が、ただ「国体を護る」
判断で、収束された。これが、日本
人は秀れた民族、と言う意識を育て
てきた。

なるほど、無謀な戦争は、反省さ
れた。それは、戦争の無謀さであり、
必ずしも戦争によって「侵略」した
ことではない。侵略は「戦争よりも
前から」だった。

「米軍も、アジアへ進出していた。
なぜ日本だけが、誰かれるのか」。
これが一見、尤もらしく聞こえる
したら、ここには、侵略された相手
への謝罪が、全くない。だから、日
本の法に従わない奴は出ていけ、と
繰り返される。

ロンさんと共に斗争ぞ！

ロンさんへの在留更新許可を過
告した政府、法務省を断固糾弾する。
在日外国人への治安管理を強化し続
けるこの国の支配者たちを許さない！
自由と良心の立場から指紋押捺を
拒否してきた人々に対する弾正、と
りわけ、入道のかげらもない再入
国不許可を糾弾する。

9/3中之島をうめた外憲法改訂
反対の人々の声も無視し、9/4衆
院法務委員会では、「何がなんでも
指紋は……」という改憲案が成立さ
せた。そしてそれに先行する3月、
法務省・憲法は、「外国人は憲法的
に日本におれない人々で、いつでも
出てもらえ。指紋は治安維持のた
めにとる。」と拒否者との押し合い
の場が平然とほざいた。

私達は斗争。
無期限ハンスのロンさんと共に
指紋なんてみんなての会



＜港ぐら＞
 日・藤好さんの
 再入国許可を
 勝ちとるハンズ実行委
 ＜連絡先＞ 8M.
 78-392-4768 5じまで

(336) 078-392-4768 PM 5032

けたたましい音を垂れ流しながら、黒塗りの右翼宣伝車が續付けされ、戦国服（制服？）の一団がハンス・テントに向かつてきた。

来るなら来い。

「療法でも法は法、買水の法が買水、ない外国人は国へ帰れ、」ハッ、と一語除く、と笑ひた。見ながら笑ふ、と云ふおめき位、と云ふ。

ハンスト7回目の9月11日、3回目の商人許可申請がまたもや「不許可」になった。神

戸入管の石若審査課長は、「不許可理由は二回同じと同じ」と言う。つまり、「外發法の憲國的かつ公然とした違反」そして、「同一申請理由ではこれ以上受理できない」と言うので、ロンさんは「義父の病氣見舞ではなくハワイにいる義や子俱に会つため」と申請した。東京に電話連絡した係官が、「同じ理由とみなし不許可です。もうこれ以上、申請しないで下さい」と言う。怒りをこめロンさんは5回目の申請理由を「外發法の不当性をアピールするため全米各地をまわる」とした。「これではなおさら受理できない」と窓口業務を放棄した神戸入管に、翌日強く抗議行動を起こした。



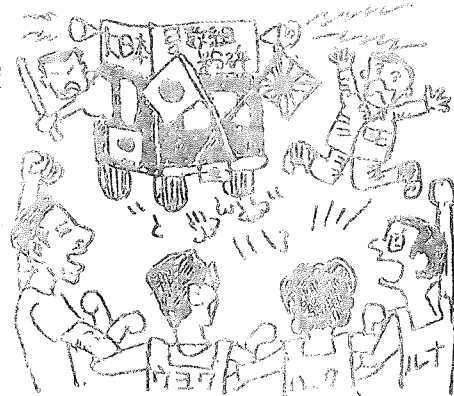
中村醫師による

ロンさんは、いつも生野のヘルプで働いていますから、普段食べている食事で塩分の量はかなり多いです。ハンスト突入時、血圧は160/70前後でしたが、その後塩分摂取量は当然下がっていますから、血圧も下がっています（120/80前後）。体重はこの間、5kg減少しました。

ロンさんは、現状においてあくまでもハンストを続ける意志が強いので、特に今後のロンスさんの体調が心配です。一層

今のところ、全身体態は比較

充分な健康管理が必要です。



ハンズ・エグゼクティブの
右翼の

『アジア建国党』と名乗る右翼が、『ハンストの支援をしたい』といきなり、申入れてきた。更に翌日、『党総裁』が広島から来阪してきた。Kと名乗る総裁、それに先遣隊の三名と幹部らしい一名、実行委員会からはおよそ五名程が出て対応した。

[illegible]

特別寄稿

日本の『国際化』と入管体制

人民新聞・渡辺

日本経済の急速な国際化に即応しようとして、支配階級はそれによって引き起こされる様々な歪みや、ねじれを作り出しながら、体制の引き締めと強化に奔走している。海外への生産拠点の移転による失業の増加、米の輸入自由化などとならんで、外資法改悪もその一つと言える。

日本の外国人管理制度は、もと

も在日朝鮮人を公安警察の監視対象とするところから発しており、それは帰化同化政策と一体となっている。帰化を決定するのは公安警察が法務省に出す身上調査書であり、専ら治安の尺度で同化の程度がはかられる。外国人登録法はこの様な制度を裏付ける為の法律である。

この様な専ら南北朝鮮分断固定化の為の冷戦政策から出発した外国人登録制度は、経済の急速な国際化と整合しなくなっている。出稼のための不法入国者が激増していることがそれを示している。

外国人登録法は資本の論理と明らかに合わなくなっている。日本が資本主義の国家であるかぎり、遅かれ早かれ今の外国人管理制度を変更し、労働移民の入国を合法

化せざるを得ないところにきている。しかし、今回の改悪案はこの流れとまったく逆行している。その理由は在日韓国人の人権意識が極めて広範囲にわたって急速に高揚したことによるのだろうか。それ

に対応するために、欺瞞的な管理強化策をうちださざるを得なくなり、資本のための改悪案を先送りした。

外国人登録制度は、今根本から揺さぶられている。それは韓国情勢の急展開である。もし韓国に新しい文民政府ができ、その政府が日本に日韓基本条約と法的地位協定の見直し、在日韓国朝鮮人の地位向上を要求したとき、日本政府はどうするだろうか。日本人はそれに対してどの様な態度をとればいいのか。

おそらく韓国情勢を日本の中で最も関心をもって注目しているのは、外事警察ではないだろうか。我々はこの様な、帰化同化政策の廃止、在日韓国朝鮮人監視のための外事警察機構の廃止を為し遂げ、共生できる社会を作り出すために全力を尽くしていかなければならない。

9月12日現在
報告します。
法務省への要請ハガキ。
8000枚突破
カンパ・スゴイ!!
543,843円

金善恵さんを
支える会

連帯アソビ

やはり不許可だった。危惧した通りだ。

義父の骨髄腫という、やむにやまれぬ事実を前にしてさえ、当然あるべき再入国の保障を日本はしない。激しい怒りを抱くと同時に、この様な事実を許した私達の無力を思う。しかし、敢然とロンさんは再入国の許可を勝ち取るために命を張って無期限のハンストに踏み切った。

私達は、ロンさんの闘いに連帯する。そして最後まで支援する。それは、ロンさんには必ず私達のところに戻ってきてほしいから。

在留不許可。再入国不許可。そして今また、ガンの義父を見舞うための再入国申請に対して法務省は、まったく不法・不正義な「門前払い」と言う暴挙にでてきました。

(表面から)

民団の全国キャンペーンにもついて支援したという。そのような活動に対して警察は『そんなに指紋がいやなら国に帰れ』と、例の如く、排外主義を剥きだしにして対応しているという。『この言葉とケンカしてきたんですわ』と、総裁。この石野、ウロン兼とかンパを置いて『若い者に勉強させてやって下さい』と言いおいて帰っていった。

連名の名刺を使い、やれる範囲でできるだけやってきた。K氏が、共和制より王朝制下の国民の方が幸せであると、菊の紋章に身を託し、一方で日教組撲滅を叫び、又他方でハンストを闘うロンさんを激励するこの構造に、K氏の素朴な差別に対する怒りに共感しながらもあの五族共和を掲げた『満州国』と『大東亜共栄圏』を思ってしまうのである。

下さんからの
LOVE
CALL

「ロンさん、大丈夫？ ロンさんの体、心配やわ。」
それを聞いてロンさんはこう言っている。

「みなさん、心配する時間があれば抗議の声を上げて下さい！ 動いて下さい！」

そうだ！ 私達はモリモリ食べてガンガンうごかなくっちゃ、ガブガブ飲んでバチャクチャ知らせまわらなくっちゃ。ロンさんに、みんなの心配なんて必要ない。必要なのは抗議の声を、より大きく、より強く上げてゆくことだ。法務省が無視できないほどの抗議の声を作ってゆくことだ。

可能性は自分達で切開くもの。希望は自分達で作ってゆくもの。法務省がどうした！

権力がどうした！
たてつくものを、みんなみんなぶち込み続け、たてつくものを、みんなみんな殺し続け、殺されてる私達がみんないなくなったら、権力は一体何を支配する？ 権力はどうして食べていく？

権力と私達ひとりひとは対等だ！！





ロン・藤好ハストニュース

- ・ロン・藤好さんの再入国を認めよ!!
- ・ロン・藤好さんの在留更新を行なえ!!
- ・法務省は、不当な政策-行政措置をやめよ!!

拳

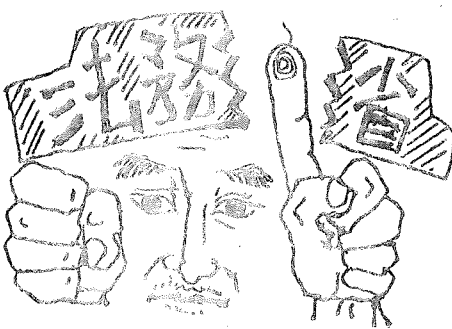


第4号 87.9.22

＜発行者＞
ロン・藤好さんの
再入国許可を
勝ち取るハスト実行委
＜連絡先＞
PM.
078-392-4768 5030

内外の怒りの声を法務省へ!

— ロンさん、遠藤法務大臣、小林入管局長に
直接怒りをぶつける —



去る九月一八日、ロン・藤好氏と遠藤法務大臣の会見が実現した。外務法改正「正」に関する法務委員会終了後の午後一時頃。この法務委員会をハスト継続の状態で傍聴したロン・藤好氏は、本岡昭次、矢田部理面参議院議員と共に遠藤法務大臣、小林入管局長との会見

に望んだ。会見そのものは二十分程度で、藤好氏が、再入国許可を求めたのに対し、法相は、「十分考えて結論を出す」と答えた。また、二十一日に午前十時、ロン・藤好氏は河上民雄衆議院議員と一緒に、小林入管局長、柴田雪彦議長と交渉した。藤好氏は、「指紋拒否者に対し、再入国を出さなければ報復的行為で、それ自体が極めて非人道的な処分である、即刻再入国申請を許可するよう」と迫ったが、小林入管局長は「外資法に違反しているから許可するわけにはいかない」という従来の姿勢を反動的にもくずさず、交渉は物別れに終わった。

交渉後の東京弁護士会館での記者会見で、藤好氏は「今後とも闘っていく。法務大臣にももっとも務省に送られている。現在、カナダの長老教会を通じ全米の教会へ、あるいは韓国の各団体組織にも抗議文の依頼をしている。私達実行委員会の動きかけに、米大統領候補J・ジャクソン氏も応える動きをみせている。

巻き起ころ海外での抗議

APやロイター通信の外電を通じてロン・藤好さんのハストのニュースが海外に伝わりつつあり、こうした中、徐々に海外での世論は盛り上がっている。この声こそ国際化の名を隠れみのにした法務省-日本の排外主義を明らかにしている。

開かれる 人種差別反対会議 でも、この問題が取上げられる。アメリカの有力国会議員デラムス氏が日本の法務大臣に抗議の手紙を送った。他にハワイ州の州会議員、市会議員らも手紙を送り、個人署名の抗議葉書一千枚以上が法

「ロン・藤好ハストの記録」

- 8/31 再入国許可申請（ハワイの医師の手紙添付）
- 9/2 不許可処分。河上民雄議員、法務省審査課長に要請
- 9/5 再入国許可申請（2回目）ハスト突入
- 9/8 不許可処分。即時再入国許可申請（3回目）
- 9/9 金成日さん裁判傍聴後、抗議行動入管包囲のメールコメント
- 9/11 不許可処分、即時再入国許可申請をするが「同じ理由では受理できない。法務省からしられている」と受理拒否。ロン・藤好さんは怒り「外資法の問題点を全米にアピールするため」と申請理由を変えたが受理されず置いて帰る。
- 9/12 申請受理拒否に対して抗議行動
- 9/14 24団体が抗議文、抗議の交渉
- 9/15 出張ハスト（生野区聖和保育園）
- 9/16 あずかり扱いの申請について受理拒否。窓口で口々に抗議糾弾し、シュプレヒコール。先発隊、東京へ。関東協へ要請。参議院法務委員会で社会党議員ロン・藤好さんの再入国申請について質疑。
- 9/17 ロン・藤好さん東京へ。居残り組で、花時計でハスト継続中アピール。
- 9/18 法務委員会傍聴、国会内で大臣・入管局長に訴える。
- 9/19 東京入管前、情宣。国内の英語ラジオ放送でアピール。ロイター記者インタビュー。
- 9/20 東京、田町 専売ホールで抗議集会

つとをぶつけて再入国許可を勝ち取っていききたい。そのためにハストを続けていきたい」と述べた。ところで、この交渉を前にして、二十日午後二時から、東京・田町の専売ホールで抗議集会を開いた。関西からの参加者五十名を含めて、約百二十名の参加者が集った。集会では藤好氏は「一切の妥協をせず、小林入管局長と話し合うつもりだ。今回の行動を機に全国的に運動を拡げていきたい」と法務省との交渉前の決意を述べた。今後とも、内外の世論を更に盛り上げ、ロン・藤好氏の再入国申請の不受理の白紙撤回と再入国の許可を勝ち取っていく。

「法改正案」参院通過
「同化支配」管理強化の本質は変らず
先に衆議院を通過していた新外資法案は、九月一八日午前、参議院法務委員会で審議終了後、採決を行った。その結果、社会・公明・共産と注目された西川きよし（無所属）が反対したが、自民・民社の賛成で（七対八）採決、午後の本会議に送られ、通過した。



特別寄稿

日本の『国際化』と 入管体制

(アジアからの出稼ぎ労働者を
支える会・福田)

ここ一・二年、マスコミにも度々報道されているように、アジアからの外国人労働者が確実に増えている。仲間から、建設現場や飯場で出会ったという話も耳にする。日本人の半額近い日給四・五千円程度で土建労働に従事している彼等も、本国では三・四百円の単価にしかならない。仕事を求めて、より良い賃金を求めて、労働者が入ってくるのは当然のことである。日本が周辺諸国に比べ「豊か」であれば、相対的に「貧しい」国から労働者が来るのは、あまりにも当然である。

しかし、政府は76年の閣議決定によって受け入れを拒否しており、彼等は非法法下である。非法法ゆえに、法務省も「憂慮」するような採取と人権侵害、ヤクザや悪徳手配師が跋扈する状況にある。今や国外からの圧力と、財界からの圧力から、法務省は受け入れについて、国内のコンセンサスの問題へ中小企業局をたずねてきている。しかし、経済や労働関係の行政の連携、法的立場を取り違えている。それが労働者からの閣議決定の要因にもなった。国内の合意は出にくい、労働組合

は被害者意識から問題の本質を捉えきれず、「低賃金労働者は我々の職場を乱す」「底辺労働に組み込まれるから入れないほうがいい」などと言っている。これは問題のすりかえであり、底辺労働者の問題は、結局日本の変革なしには解決できないものである。入れなければ矛盾を隠蔽するだけである。極端な言い方をすれば、合法化し、受け入れることによって矛盾を全部引き受けて、日本自体が揺さ回されることで初めて我々も変わる。ことができるかもしれない。

外国人労働者の流入問題は、アジア諸国の「人口爆発」や失業が本来的原因ではない。「貧しさ」を強要する従属支配構造をつくりながら、一方で「豊かさ」を享受するための日本等先進資本主義国の進出こそ根本問題である。(帝國主義の問題)

従って、非法法のままで、アジアの人々を日本の劣悪な差別制度に追いつかせることは、我々の責任である。労働者の権利を守り、人権を保障すること、それが労働者の権利である。労働者の権利を守り、人権を保障すること、それが労働者の権利である。労働者の権利を守り、人権を保障すること、それが労働者の権利である。

世界革命のスローガンとなるのであるが、「空語」を語る前に、現実の外国人労働者を前にして、人権が守られる範囲のことを今すぐやる必要がある。労基法・職安法・売防法・派遣法をつかって個々のケースに対応していかなければならない。この様な運動を通して同じ労働者としての共通の基盤をつくる連帯運動になるのではないだろうか。また、この様な運動を通して、日本社会にある差別性、排外的な単一民族国家論や天皇制イデオロギーの存在、入管体制、指紋押捺問題等にみられる日本の民族主義・排外主義を問題にしていかなければならない。

外国人労働者合法化を前提にして、出来るところから活動していく中で、入管体制に少しでも風穴をあけていき、それを広げていければと思う。

アジア人出稼ぎ労働者と共に、建設現場で働ける日を夢見て、排外主義と闘っていきたいと思っています。

八月三十日午後八時から、須磨浦海岸近くで開いた事務局会議で『ロン・藤好さん指紋拒否を考える会』で活動する成田君から、今回のハンストについて説明を受けた。かねてより成田君を通して情報を聞き、『指紋押捺・外国人登録法・在日朝鮮人(在日外国人問題)』等々を自分のこととして注目してきた私達は、3・17、8・15の集いなどを良い機会にして、反差別と人権、戦争と平和について訴えかけを続けてきた。

『ロン・フジヨシさんの再入国を求めるハンガーストライキ』の計画を聞いた私達は、このハンスト闘争を支持し、出来る限りの共同行動をとることを決議した。

もとより、それぞれ仕事があり生活があることとて、どれだけの共同歩調がとり得るかどうかわからないが、私たちの総力を挙げようという決意においては、不退転の心であることを伝えておきたい。

ロン・藤好さんが提起してくれたこの問題は、私たちに對して真の人間性に目を向けることを、外登法の差別性・非人間性が示す日本政府と反動権力の実態を如実に表している。

今私たちは、私たち自身の尊厳と生きていることの証しとを賭して、この闘いに連帯しようという決意をした。

戦争を起こさせない市民の会
河村宗治郎

報告! 9/19現在
法務省に申請した
12,000枚
68,3775円

9月22日
AM. 10:30~
大阪高裁才2回公判
(201号法廷)
申請人申請及び認否です。
裁判官を訴えます!

AM. 11:00~
中之島 報告集会

PM. 5:30~
神戸花時計前報告集会
裁判官のやりとりを法務省交渉の報告をする。是非結果を!

- 藤女子さんの再入国を認めよ!!
- 藤女子さんの在留更新を行なえ!!
- 法務省は、不当な政策-行政措置をやめ

〇〇 藤好さんの
再入国許可を
勝ちとるハンスト実行委
〈連絡先〉 PM.
78-392-4768 SCまで。

9月5日から始まつた無期限ハンストも、今日で24日目、いくら、とことん頑張ると言つても水と塩だけのロンさんの体は、限界に近づいてきている。

彼は死ぬためにハンストをして
いるのではない。一緒に斗ってい
るまわりの仲間も、死なせる気な
くてさらさらない。

ハンスト17日目の9月21日
小林入管局長との交渉の場が持て
た頃から「いつ、どのような形で
ハンストを終えるのか」というこ
とが、皆の頭に浮かび出した。

22日の裁判にハンストのまま
出廷して、その後でハンスト終結

宣言をするのがベストだと、ロンさん以外の皆は考え始めていた。そして、その夜の実行委員会議論では議論沸騰。

しで入国できるという可能性が見えるまで、ハンストを止めないと言っロンさんと、ケンカになる程

あわただしい東京行動ではあったが、その中で運動は大きく拡がり、法務大臣とも会い、拒否者とは会わないと言っていた小林入管局長を引きずり出したことで、一応ワンステップを踏んだと考えていいのではないかと皆は思った。

議論の結果なり早くより一層大
きな声を作つて、より有利な条件
でもう一度法務省交渉に望めるよ
う動き出すと同時に、どういふ形
でハンストを終れば、共に斗つ
てきた人達が納得できるのか考え
続けた。

もつひとます。ハンストは止めて、新たな斗い方を考えてやつていこうと言う多數と、再入国許可か、それとも一旦出国後、三年の宣教師ビザ（もちろん指紋捺捺な

そこに飛び込んできたのが、朴
順兆(ミヤムツ)氏の仮釈放後即
大村収容所に収容、強制退去の一
報だった。で、

朴順兆氏の経歴は次のとおり

加古川刑務所より、身元引受人である金井牧師に仮釈放の通知があつた。出迎えるようにと書いてあつた。しかし釈放2日前になつて、朴氏に退去強制命令が出てゐるため大阪入管が出迎えるので、来る必要がないと連絡が入つた。そして大阪入管は、25日まで入管に朴氏を収容し大村収容所に送ると答ながら、事實は、24日に面会に行つた金井牧師、息子の方寿、正麿らに一目も会わせることなく即ち大村収容所に送つてしまつてゐた。一緒に入管へ行つたメ

浮かべ「大村に行けば会える」と

ロンさんは、朴順北氏を始めとする密入国問題・在日朝鮮韓国人問題に深く関わってきたのは皆の知るところであり、朴氏の件にも深く胸を痛めていた。ハンスト決行の意志を固めたのも、もちろん再入国許可をとってハワイに帰りたい事もあるのだが、全国での指紋拒否運動の現状況が、よくないので、ここで再度、日本国内の世論を起し、更に諸外国に向けて訴えていきたいという願いが込められていた。ロンさんは、だから水

にし、怒りは天を突いた！

入管体制、その究極である大村収容所は、日本の排外主義のまさに象徴であつた。

我々は今何をすべきか！皆で考えた。様々な意見の中で、ロンさんの「大村収容所に行きたい」氣持が固まつていった。

ハNSTの終結場所を大村収容所に選んだのは、「新たな問題提起」という側面と、それ以上に、ハNSTが問いかけていたものの結実」としてあるのではないかという提起がなされていく。」

29日大村収容所へ
（長崎）
ロンさんハニスト終結

と塩で踏ん張つた。ここへ来てあの大阪入管の血も涙もない朴氏に対するひどいやり方を目の当りにし、怒りは天を突いた！

入管体制、その究極である大村収容所は、日本の排外主義のまさに象徴であつた。

我々は今何をすべきか！皆で考えた。様々な意見の中で、ロンさんの「大村収容所に行きたい」気持ちが固まっていた。

ハンストの終戦場所を大村収容所に選んだのは、「新たな問題提起」という側面と、それ以上に、ハンストが問いかけていたものの結実」としてあるのではないかとい

朴順兆さんは一九二二年韓国で生まれ、一九三三年十一歳の折来日、以後五四年間日本に住んでいる在日一世の人です。彼は一九六七年に協定水位許可を取壊、協定水位許可のある二人の子どもの父である。

「轉國で事案（ゴルフ場建設）に着手したものの、経営権をめくつてトラブル発生。告発合戦となり、ソウル檢察庁より出国停止処分を受け再入国期限（七九年十一月八日）に帰ることが出来なくなった。八十年四月、子どももおり生活基盤が日本にある彼は在留資格確保のため、密入国、入管へ自首。彼にすれば密航罪に問われるのみで、よもや協定永住許可がとり消されようとはツウほども思わなかった。

永住者にとっては本来必要もない、再入国許可期限内に間に合わなかったというだけで、永住許可が取り消され、強制退去処分が下された。八一年六月強制収容、大村収容所に送られた。八一年七月、大阪地裁に行政処分（退去強制に対する）取り消し訴訟提訴、朴さんは協定永住権を持っていたし、又今も潜在的に持っているという主張。改「正」派では、再入国申請が在韓日本大使館でも出来るという主張も、日韓の歴史的経過をふまえての協定永住者であるはずだ、という主張もよくよく認められなかった。

八四年五月二十日
一書陳所、しかし司馬に認領した後は凌辱しなかつた。
八四年六月八日

敗訴後、初めての仮放免期限日。入管の前まで行ったものの強制収容・送還の恐怖より定がすくみ入ることが出来ず出頭出来なかった。

八四年七月十五日――

「人間が生きて行くための条件すべてを奪いとられた時」彼は、再入国問題を世論に訴えるための興銀事件をひき起こし、刑事事件の被告となる。

八五年十二月二五日――
二審判決下り三年三か月の実刑で加古川刑務所に収監される。
模範囚として――過ごした彼に対して刑期が短縮された。

「大村に収容されるのは、朝鮮人だけで他の国籍の人横浜収容所に入れられる。また朴さんのように永住資を持つていながら、退去強制の危惧が常にある。永住者に対しては無条件に再入国許可が、あたりまの権利として認めるべきである。こうした永住資格者も含めて権利として認めるべきで、恩恵としてしか扱わないこの中に、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自分である」との日本国家の差別、排外思想があり、入管制がある。

こうした「大村」≡「入管体制」を存続させていると自体が問題であり、今日「大村」をハンストの終結所にしたことを通して、私たち一人一人がより根本の解放に向けて努力するキツカケとしたい。

東京行動

さあ東京行動の始りだ

て、ロンさんのハンストに至る経過を説明し、支援・連帯を訴えました。また、東京で行われている様々な集会に赴き、支援・連帯を直接訴えました。関東の各団体は、ロンさんの問題を自らの問題として受止め協力を惜しまなかったし、各会場で熱い支援を受けることができました。

法務大臣との食見が実現

この様な東京行動のなかで、

この会談の後、小林入管局長から河上議員を通して連絡があり、21日の柴田資格審査課長との交渉に小林局長も同席する旨連絡がありました。

東京にきて以来、ロンさんもハ
ンスト中にも拘らず精力的に動き
まわった。キリスト教団協議と会っ
たり、ラジオインタビュウに答え
たり、見聞会を催わした。

そのうち9月20日の大

入管当局の姿勢に
憤りを感じてゐる

警察当局も圧倒されたのか、結局手をだせず何の規制もなかった。

しかしながら、小林入管局長との
話し合いは、1時間15分に及んだが
入管側が「再入国許可を出さない
旨表明し、従来の主張を繰返した
為、互いの意見を主張するに止ま
ってしまつた。本当に腹立たしい
思いがする。この後、2時からア
メリカ大使館との交渉、3時30分
から外人記者クラブの記者会見と
盛りだくさんのスケジュールをこ
なし東京行動の全日程を終えた。
東京行動に参加したK、Kは入管
当局の姿勢に憤りを感じながらも
第一歩を踏み出したという感があ
つた。

りぬくぞ。

運ちゃんに聞いてみる。50才位の

消費の二六、ハンスの五二、

2

の
に。

に山谷は博い」とおっしゃる。よ

「と私」「さうもなすいて笑

いる。

THE OIL AND GAS INDUSTRY

に聞いている。読いどさんが力

陳其南

[illegible]

2面より

8:30頃 路上に出された長机に釜と鍋が置かれてきた。ロンさんが「おいしそうだね。たべておいで」。悪いなあと思いつながら二人でロンさんから見えないうちで食べる。御飯・みそ汁・生卵と漬物で百円！

帰りのタクシーの中で「御飯おいしかった？」とロンさん。ググッと喉がつかまる。おかしかったよー。ロンさんの前と車窓を食べていた山谷の人達の姿が今も新鮮な記憶だ。天竺豆腐の汁。金曜。一歩ともし難い思いをしながら、金曜を目的のあたりにして、山谷に集くよかったですと思つ。

互いに命をかけて闘っている若同志、充分心は通じている。

19日午後、『戦争を許さない女達の会』へ。渋谷ハチ公前の『もつともつと沖繩トーク』へ、在日大韓教会へとアピールに走り回る。

20日緊急集会は、関西からの熱いつねりを運びこみ、関東の仲間達と連帯、結集された熱気のあるものとなった。

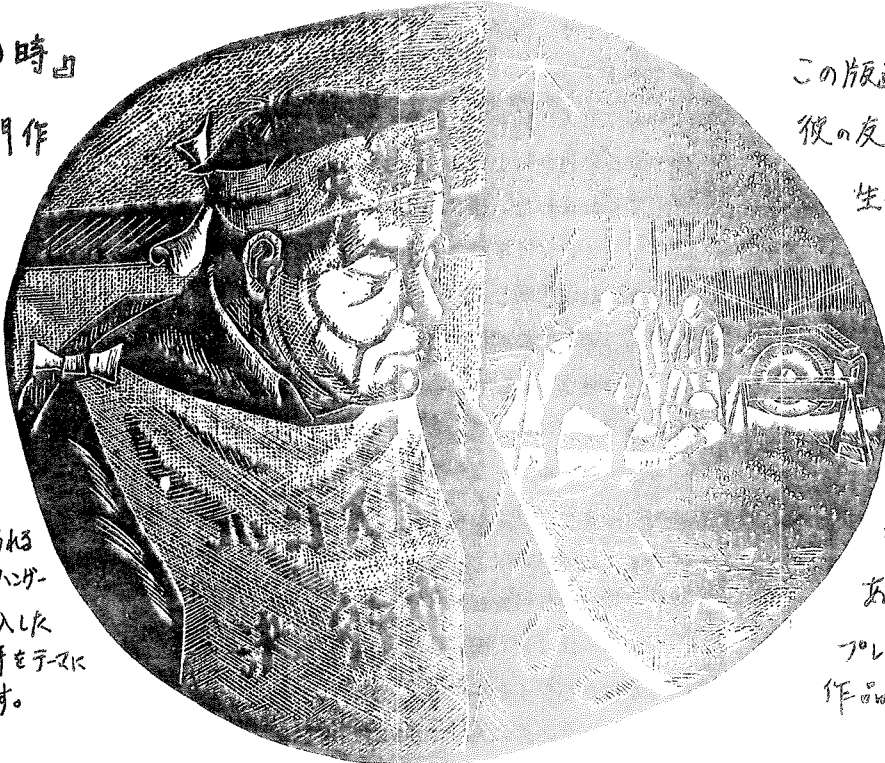
我々が東京行動で勝ちとったものは大きい。互いに刺激され、これからの闘いに共に歩む繋がりを各々が掴んだから。(C.V.)

『午前0時』

人見承門作

人見氏は、京都在住の方で現場の作家にも力強く、美しく、彫りこめる方です。

この作品は、仲間が首を切られることに反対し、ハンスト行々に突入したタジマ運輸手をテーマにしたものです。



この映画は、人見氏と彼の友人が、ロンさんの生命をかけた、斗い、

友情と連帯のあいさつとして、プレゼントされた作品です。

東京行動日誌

- 9/16 今井・徐両名 東京へ、④ 関東協 全体会議にてアピール
- 9/17 11:00 新神戸駅 集合 12:10 「ひかり」にて ロン藤田の 東京へ 乗車
 - ⑦ NCC会館、会議中にアピール
- 9/18 9:00 参議院 議員会館へ、西川きよし 氏に面会し、ハンストの意義を説明
 - 10:00 参議院 法制委員会 傍聴
 - 12:55 (社)矢田部・本間 議員が會いて、法務大臣との会談あり
 - 14:00 河上民雄 議員に面会、不在にて、今井 秘書に面会
 - ⑧ 実行委員会会議、河上議員より連絡あり、21日の法務委員会に、本陣出陣とすること
- 9/19 7:45 山谷の集會にて ロンさんアピール、他、大韓教会 等、山崎 氏に面会
 - 8:30 東京入道前にて、つらき、情景、関東協より10名参加
 - 13:00 ロンさん、英語放送にてインタビュー、1時間20分 あり、藤田・ロンさん、ジパングタイム(英語新聞)にて30分 インタビュー
 - 15:00 渋谷駅前「もっもっも 沖繩トーク」イベントにて、参加して、アピール、仲良く歌う
- 9/20 8:00 「釜・勝利号」にて 大阪から 30余名 到着
 - 14:00 「ハンスト支持!」 ロン藤田さんに加入団員を1420 名募集 (山崎 氏、東京会館 ホール)
 - 18:00 反ヒロシタ 訪沖 集会(文芸春秋センター)にてアピール
 - 19:00 NCC会館にて 各地より加わった団体、グループの 東京集会
- 9/21 10:00 法務省交渉(ロン、河上議員×小林入道局長 奥田省政部長)、ロンさん切實に訴え、小林は従来、学習困難
 - 11:30 記者会見(於東京年議と会館)
 - 14:00 アメリカ大使館 政治部取組と会見
 - 15:00 外人記者クラブ(ロイター、AP、UPI、本紙(河上氏参加)へ招待と 記者会見
 - 15:30 ロンさんはじめ 9名 新幹線にて帰阪



アメリカ人続前飯浦J・ジャクソン氏 遠藤法相へ抗議!

The Honorable Kame Udo
Minister of Justice
1-1 Kasumigaseki, 1 - Chome Chiyoda
Tokyo, Japan 100

Dear Mr. Udo,

I am writing to express my de
Fujiochi, an American citizen, wh
conducting a hunger strike to prot
violations in Japan and to protest
re-entry permit.

Mr. Fujiochi and I have been
years, dating back to the time we
the Chicago Theological Seminary.
Mr. Fujiochi to be a man of princ
sense of justice that motivates al

Last December, during my visi
by Japanese and Korean human rights
organizations, I visited Mr. Fujio
why he refused to be fingerprinted
registration law. I fully support
protest this activity, which is rar
laws in South Africa. The eyes of
Japan today. As an economic giant,
respected, but no nation should ha
surplus and a moral deficit. Finger
offensive to many people as it trea
non-citizens as second class human
like criminals.

I have recently learned that
to leave the country to visit his
gravely ill in Hawaii. Mr. Fujio
to Hawaii to comfort his father-in
mother-in-law. He also needs to r
often as possible to continue to a
of violating the alien registrati

It is urgent that Mr. Fujio
re-entry permit. If a re-entry per
please grant him a three year visi
allowing him a visit to Hawaii. I
Mr. Fujiochi not be fingerprinted
granting him a re-entry permit or

Mr. Fujiochi's appeal of hi
violating the alien registration l
December 15 and there may be other
having a one-time re-entry permit
Fujiochi's movement. A multiple
preferable.

I ask that you consider his
weighing the outpouring of public
situation. I understand that 13,0
been sent to you regarding Mr. Fuj

I ask that justice be served
Fujiochi the right to travel free
continue his appeal.

遠藤 要 法務大臣殿

親愛なる遠藤氏

私はアメリカ市民であるロナルド・フジヨシ氏について深い関心を表わすためにこれを
書いています。

彼は9月5日より日本での人権侵害に抗し、また再入国不許可に抗してハンガー・ストラ
イキを続けています。フジヨシ氏と私は、シカゴの神学校で共に学びあつてからの25年
米の友人です。フジヨシ氏は正義感にあふれる気まじめな人で、それが彼の日常生活に及
んでいます。

昨年12月、日本・韓国の人権団体と諸キリスト教団の招きで日本を訪れた際、私はフ
ジヨシ氏に再会しました。彼は、何故外国人登録法のもとの指紋押捺を拒否したのか説
明してくれました。私はこの外登法に反対する彼の決断を全面的に支持します。それは、
南アフリカにおけるパス法を連想させます。今日、世界の関心は日本にそそがれています
。日本は経済大国として、大いに尊敬されています。しかし、どのような国も経済的に黒
字でも、道徳的に赤字であつてはなりません。外国人への指紋押捺強制は、多くの人々を
不快にさせます。なぜなら、それは善良な市民権を持たない外国人を一段低い、あたかも
犯罪者のように扱っているからです。

私は、最近ロン・フジヨシ氏がハワイにいる重病の義父を見舞うため、日本を発ちたい
ということを知りました。フジヨシ氏は、彼の義父母を慰めるためにハワイへ帰る必要が
あります。彼はまた、外国人登録法の侵害性についての彼の信念をひき続き訴えていくた
め、可能な限り何度も日本に帰ってくる必要があります。

フジヨシ氏に再入国許可が与えられるのは緊急です。もし再入国許可が不可能ならば、
どうか彼がハワイを訪れた後、3年間の宣教師ビザを許可されるようお願いいたします。再入
国許可かビザの許可の条件として、フジヨシ氏が指紋を押捺しないことは重要な事です。

外国人登録法の侵害性についてのフジヨシ氏の信念の訴えは、12月15日に裁判で行
なわれます。そして、他日にも審問等が設定されるでしょう。一度だけの再入国許可は、
フジヨシ氏の運動を制限することになるでしょう。数字入国ビザが、はるかに望ましいと
思います。

私は貴方が、彼の状況のために多くの人々がそそぐ支援の声に耳を傾け、フジヨシ氏の
件について慎重に熟考されるようお願い致します。この件に関して、貴方宛てに届きつづ
ある13,000枚の要請ハガキがあることを私は知っています。

私は、フジヨシ氏が自らの主張を訴え続けるために、自由に出入国出来るよう願って
います。この権利が認められることによって、貴国に正義が実現されることを心から祈っ
ています。

敬具

牧師 ジェシー・ジャクソン

Sincerely,

Rev. Jesse I. Jackson

フジヨシさん(神戸市在住)
遠藤氏へは、日本共産党大
阪支部の人間でも大抵とい
われるようになってはいる。
フジヨシ氏の苦闘は心から
応援している。

ある米人民権活動家ロナルド・フ
ジヨシさん(神戸市在住)が、指紋押捺
を拒否しているため再入国
許可が得られず無期限のハン
グ・ストライキ中。フジヨシさんからの
国際連帯で、ジャクソン師が
協力要請を、ハガキに込め
て、遠藤法相に、国から入
国を勧誘することはないか
を訴えている。

1987
9/27
読売
(朝)

9月29日
P.M 6:00~
神戸花時計前
終結集会!!



ロン・藤好ハストニュース

- ・ロン・藤好さんの再入国を認めよ!!
- ・ロン・藤好さんの在留更新を行なえ!!
- ・法務省は、不当な政策-行政措置をやめよ!!



第6号 87.10.10

＜発行者＞
ロン・藤好さんの
再入国許可を
勝ちとるハスト実行委
＜連絡先＞
078-392-4768 PM. 5じまほ

とことんやるぞ!!

国内と海外を結合して

ハンガーストライキが終って、この斗いは一つの重要な山げを越えました。
しかし、法務省への圧力は決して弱まっているわけではありません。
この斗いは当初、国内の個人からの抗議ハガキから始まりました。私達の斗いはマスコミの関心を呼び、斗いの経過が報道されるなかで、国内の世論も大きく盛りあがりました。今や、国際的な共感もよび個人からグループへ、国内から海外へと、法務省を包囲する陣形は大きく広がりました。

国際的な法務省への圧力はアメリカ合衆国からだけではありません。スリランカ・東マレーシア・タイ・フィリピン・ニュージランド・台湾等々、特にアジア諸国からの反応は、決して小さいものではありません。
J・ジャクソンの遠藤法相宛の手紙は既に紹介されましたが、彼の行動に賛同されてアメリカ合衆国内の諸団体も、行動を開始しました。これらの諸団体は私の件に關して法務省と交渉するようアメリカ大使館に圧力をかけました。この結果、当初から一貫して「日

ハワイに住む病気の両親を見舞いたいという人間としてあたりまえの要求を実現するために、またそのことをみとめない法務省の不当な態度に抗議するために無期限ハンガーストライキを決意するに至ったロンさんの思いに触れ、これまでロンさんと共に闘ってきた仲間・友人たちで、「ロンさんの再入国許可を勝ち取るためのハスト実行委員会」を急遽結成し、ロンさんと共に、9月5日から9月29日まで、実に25日間のハンスト行動を闘ってきました。
この間のハンスト行動は、身を張って、静かに、しかし強くアピールするという一般的なハンストのイメージを越え、行動的にかつ激しく元氣に行うことができました。このことは、ロンさん自身の行動力と人間性に基づくのは当然ですが、それとともに、この間ハンスト行動に参加してきた一人一人の人間の力の結集として、行い得たものと確信しております。
このハンスト行動を通じて、私たち一人一人は、実に多くの貴重なものを、手にし得た

本への内政干渉はしない」という見解を表明していたアメリカ大使館も、法務省との交渉を持たざるをえない状況がつくりだされました。
現在の法務省の強圧的な態度を改めさせるには、このような日本国内と海外からの圧力を結合させる方法が有効であるし、必要であると思います。
9月29日にハンストは終結しましたが、国内・海外からの圧力を結合してゆけば、私の再入国許可を勝ち取ることは可能であるし、今後も引続き行動してゆきたいと思っております。



と思っています。
当面の相手であった法務省に對しては、多くの人々の協力によって、抗議集金1万3000枚を法務大臣宛に送る取り組みができ、国内の声に留まらず、J・ジャクソンなどアメリカ、フィリピン、東マレーシア、台湾、タイなど国際的な広がりでも、ハンストと呼応して声があがりました。

また、マス・コミも積極的に取材・報告し、ハンストを通して法務省の不当な政策に對して、広くアピールすることができました。こうした広範な世論を背景に、偶然的とはいえ、予想もしないが実現できました。小林入管局長との会見が実現できました。わたしたちにとってこのことは、単に会見できたから意味があったというのではなく、こうした過程を通じて、現在の法務省の不当性が、私たちの前に明らかにになり、私たちが自らに怒りを感じ取り、間違っているのは法務省自身であり、私たちの力でその不当性を明らかにしていかなければならないと実感できた点にこそあります。
また朴順兆さんを通して、「大村」の存在、永住「資格」の意味、入管体制そのものまで、視点に入れ得る機会となったことの意味も大きいと思います。
さらに、このハンスト現場が様々な人々の出会いと交流の場となり、これまでの関係をより深め、また新しい交流をしていくきっかけとなったことは、何にもまして、今後の闘いに繋げていくにあたっての、大きな力の基盤となることと確信しています。
具体的目的としていたロンさんの再入国許可は、現時点では残念ながら取れていませんが、私たちがハンストを通して得たものは、それにもまして大きなことで、今後、おのおの立場で、さらなる闘いに繋げていく源泉となることでしよう。
私たち実行委員会は、一人一人が得た貴重な経験を、今後の各々の現場の闘いに繋げていくという決意とともに、実行委員会として解散をしたいと思っております。
今回、ハンスト行動に参加してきた個人・グループは、それぞれに具体的な地域・現場に關わりながら、かつハンスト行動に主体的に結果してきた人々です。今回の経験を一つの財産として、よりねばり強く現場に關わっていく取り組みを行っていきたくと思っています。
また今回の貴重な経験をより共有すべく、またより交流を深めていくために、例えばビデオ上映会など様々な交流の場を設定していきます。

大村収容所なんていない！

9月29日、ロンさんのハンスト25日目、一行17人が着いた大村の朝は曇一つない快晴だった。大村市の外れにある人の往来もまばらな収容所の表玄関は、10年前に訪れたときと同じに収容所のイメージとかけはなれた綺麗で近代的なたたずまいをみせている。しかしその周りをまわってみると、そこは、猫の子も登れぬ灰色の高い壁がのどかでうらかな陽の光を遮り、隔離し、その高い壁の上から見える監視塔と数台のテレビカメラがその内部を重く支配している世界であることがすぐうかがえる。中にある同胞たちは、どんな思いでこの同じ澄んだ空を見上げているのだろうか。この大村収容所そのもの、そしてそれに対する人々の無関心さは日本の入管体制の本質を如実に表しているのではないか。前に訪れたときの以上に新たに腹の底から憤りが突き上げてくる。

朴順兆さんとの面会は、午前中、次男の正徳君と支援する会の人々が実現できた。その間、残りの新と、地元大村市をはじめ九州各地から駆けつけてきた名客の人達との交流会を、表門の前で行う。午後には、私を含め在日朝鮮人3人と日本人2人が面会に成功した。収容所側は、指紋押捺拒否者に面会させないという。この拒否者の面会する権利、被収容者の拒否者と面会する権利を奪う不当性の本質は、拒否者に在日国籍許可を

与えないことと同じものである。私達3人は、日本人と偽って初めて面会することができた。しかし、収容所は、区役所に問い合わせを行い、面会途中、私以外のFさん、H君は退室させられてしまった。（私は、日本人男性と同居している、共に面会した彼の姓を使ったため、ばれなかったし、朴さんと話したがたかあったから、敢えて自分から言い出さなかった）

朴順兆さんと面会できて、よかったと思う。彼から、私達の親と同じ様に、日本で苦勞して生きてきた中からきつと出ているしたたかさが確かに感じられた。彼は、私達のアボジではないか——「墮ちるところまで墮ちて、人からも見離されて初めて、人の情けというものがわかる。自分もやつと、ここまできて、人間になれたような気がします」。自分は戦前に生きたが、政府のやることはそれを裏切ることではなかった。昔さんは第一に、自分へ朴さん一のために動くことより、この日韓の政府の腐敗と不条理こそ、世間に広く知らしめたい。自分ももう、一飯放免し待たのて、可能性は無い。——私達の話を全て記録する監視員一人の目の中に映りながら、彼は、あくまで闘うと言っていた。私達らのアボジである彼を、この様な状況に追いやったものに対する憤り、これをどう言い尽くせよう。彼と、課長の、きまりだからの一点張

りで、ついに実現できなかった。実際、拒否者の面会の可否は、「きめられた」ものではなく、彼らの裁量権の範囲内で、決められることなのだ。ハンスト闘争中、法務省や、神戸・大阪入管とのやりとりの中で直面した官僚的硬直性は、この日本列島の端の大村にまで貫徹していた。私達は、面会を拒否されて直後、玄関前庭で、中の同胞にまで私達の声が届くように、張り裂けんばかりのシュブ、レヒコールを繰り返した。すると、一階にいた所員全員が出てきて、私達を力で、門外に押しやった。一人の若い所員がいった。「こんなこと、あんまりじゃありませんか。」「入管体制の末端で上から言われる通りしている彼らは、自らのしていることがどういふことなのか、問うこともなく、その体制、「きまり」が、前提となり、「善」となっていく。そして、人間として当たり前の権利に対する感覚は、麻痺していくのだ。私達は、この姿を、大阪入管でも、神戸入管でも目の当たりにした。そして、それを支えているのが、日本の排外主義の根柢である。収容所が在日でも見えない、知らずと知らない人々、自分が被害者だと思い込んでいる間に、自分たちが加害者になっている。抑圧の上にはじめて威張りついている生活の平安を問うことなく守ろうとする人々なのだ。日本社会の根柢は、目を見開

かなければ見えないし、私自身を含めて誰でも、この社会に存在する限り、仮像の平安の中で続く日々の生活に流されていく危険がある。しかし、私達にこの体制に従順であれと、同化・排外主義を強いるこの体制、それを支えている多くの人々に、言葉で言い尽くせない深い憤りを感じる。本当に、このハンスト闘争に微力ではあるが、自分なりに闘われて良かったと思う。それは、この足で行動し、当局とぶつかる中で、排外主義の本質がより明瞭に見えてきたこと、そして、腹の底から熱く吹き上げる、押さえることの出来ない怒りをエネルギーにして、絶対に、最後まで、この身をかけて闘うんだという思いを、新たにこの体に宿すことができたことである。本当に、日常の「生活」に流されることなく、同化を強いるこの国の政体と、生きること全てを賭けて闘ってきたい。

さつとみんなも同じ思いだったろう。私達は、大村収容所側で、ロンさんのハンストの終結と新たな闘いを宣言し、神戸三宮の花時計前の集会に回って、収容所を後にした。空港では、収容所を脱走した韓国の、外登証の提示を拒否した韓国の任意連行という韓国の要請が待ち受けていたのではあるが——。

「再入国許可」から 「大村収容所」へ

ーハンスト終結声明文ー

今日は、私のハンガーストライキ25日目です。私の再入国許可やそれに取って代わるものは、依然認められていませんが、ハンストを終結することになりました。私の体重は10キロ近く減り、かなり衰弱しました。私の目標は健康を損なうことではなく、法務省の不当な措置に抗することと、再入国許可を勝ち取ることにあります。私はここでハンストを終えますが、私及びハンスト実行委員のメンバーは、この目標に向かって闘いを続けます。私は徐々に健康を回復してゆくため、京都の高雄病院にこれから入院します。

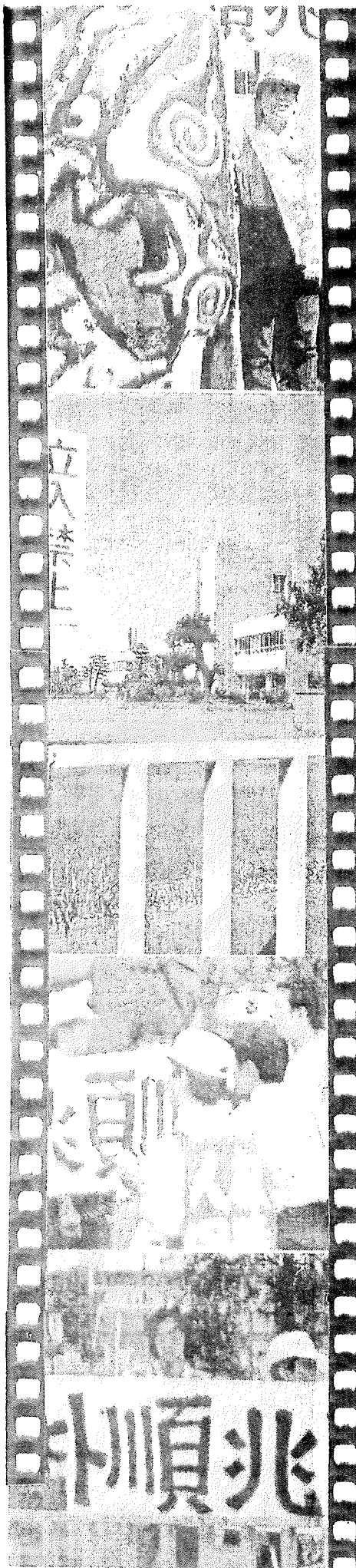
大村収容所

私はなぜ長崎県にある大村収容所の前でこのハンストを終結するのか、述べてみたいと思います。直接的な理由は、9月24日に朴順兆氏を兵庫県加古川刑務所から、即大村収容所へ送り込んだ大阪入管当局の非人道的措置にあります。16歳と18歳になる朴氏の二人の息子は、それぞれ学校を早退し、仕事を休み、その日の午後2時に大阪入管局で父親に会うはずでした。しかし大阪入管当局は彼らの気持ちを汲む配慮もなく、朴氏を車で6時間もかかる大村収容所へ直ちに送還してしまいました。大阪入管当局の江口第一警備課長補佐は、気落ちした彼らに向って、薄ら笑いを浮かべながら「お父さんには大村に行けば会えますよ。」と言いました。この大阪入管当局の無情な仕打ちは、絶対許せるものではありません。

朴順兆氏

朴順兆氏は、11歳の幼少で日本にやって来た65歳の在日韓国人です。彼は1965年、日韓国交正常化条約により協定永住資格を取得しました。1979年、再入国許可を取得後、ゴルフ場経営のため韓国へ行きました。そこで複雑な事情が絡んで裁判されたになり、一年間の出国停止処分を受けました。再入国許可の期限切れと共に永住資格の取消となっていました。ほかに手立てがなかったので、1980年に「不法入国者」として日本に戻って来ました。彼は1981年、大村収容所に5ヵ月間収容されました。そこで自分の体験を基にして「韓国・日本・大村収容所」という本を書き上げました。朴氏は胸の病いを患っており、その上韓国に送還されると二人の子供と引き離されてしまい、それは今後の人生の希望そのものを剝奪されることを意味します。

しかし、ハンスト終結にあたって大村を選んだ理由は今回の朴氏の問題のみならず、むしろ以前からの大阪生野区での不法入国者との関わりを通して、法務省の矛盾に気づき始めたところにその発端があります。大村収容所は不法入国者にとって恐怖の象徴です。韓国・朝鮮人のみが大村に収容されます。他の外国人は、食事・設備等に数段ましな横浜収容所に収容されます。待遇は刑務所と変わりありません。家族は一日30分の面会が許されるだけで離れて生活しています。朴氏は本の中で、大村の収容者についてくわしく述べています。彼らの中には不法入国者だけではなく、永住資格を持つ刑余者（協定永住資格を持つ者の場合は7年以上、朝鮮籍を持つ者の場合は1年以上の刑を宣告された者）も含まれています。



この指 とまれ

徐 貞 順

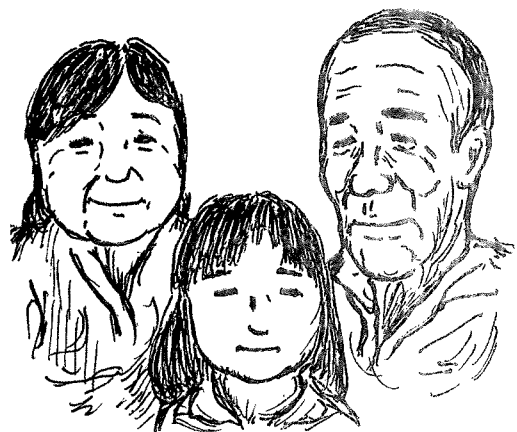
誰かがどこかでねらっている 罪のない 人指し指
長くもきれいでないけど 大切な 人指し指
“指紋がイヤなら国へ帰れ”と 誰かが 誰かが 言いました
けれど 私が生まれた この街 この日本
どこへ帰れと言うのですか みんな一緒に この指とまれ

幼い頃 オモことあやとりをした 小さな 人指し指
ステキな思い出がいっぱいある 大切な 人指し指
“外国人何をするかわからない”と 誰かが 誰かが 言いました
けれど 私が生まれた この街 この日本
みっとなと 一緒に暮らしたいのに
ハルモニ ハラボジ この指とまれ

変な名前と言われて涙ぐんだ よこれ混じりの 人指し指
くやしいけど負けなと誓い合った 大切な 人指し指
“煮て食おうと焼いて食おうと勝手なんだ”と 誰かが 誰かが 言いました
けれど 私が生まれた この街 この日本
みんな同じ命なのさ 日本の人も この指とまれ

ギムチをついたり めいものをする あかぎれた オモニの指
一生懸命汗を流す ゴツゴツのアボジの指
機械にはさまれ切れてしまった 指たちが 言いました
決して悔しただけは忘れるなど 言いました
くじけることはできません
スクラップのおっちゃんも この指とまれ

生まれた時からみんなもっている 大切なこの指紋
この世に たった一つだけの大切な宝物
秀吉の耳塚が 指塚かに 変わって 変わって 行きました
けれど 神様の贈り物 美しい指模様
うばうことはできません 翼のみんな この指とまれ



皆さん、沢山のカンパありがとう。おかげさまで、お金がなくて動けないくやしきから解放されて、思う存分動きまわることができました。東京へ行って、法務大臣に会うことができたし、法務省交渉もできたし、長崎の大村収容所に行ってハンストをすることで、今後への問題提起を示唆することもできました。ロンさんのハンストは終わったけれど、ほんとうの闘いはまだ始まったばかりです。私達はこれから、より本質的なものに目を向け、巧妙な支配の実体あばき出し、より広範な、普遍性をもった運動を展開していける、とてつもなく大きな担保を、このハンスト闘争で獲得することができました。

皆さんの熱い想いが、込められるだけ込められた、カンパのおかげです。ほんとうにありがとう。



(収 入)

○カンパ	1,032,884
○ハガキ売上	790,000
計	1,822,884

(収 支)

○収 入	1,822,884
○支 出	2,016,408

差引 Δ 193,524

(支 出)

○ハンスト維持費	212,128
○ハガキ代	520,000
○ビラ印刷・発送費	179,545
○連絡・通信費	197,472
○アメリカへ送金	154,368
○東京行動費	401,547
○大村 "	243,920
○事務費・雑費	107,428

計 2,016,408

(二面より)
きたいと感づいています。そして、再入国許可を勝ち取るため、現在行っている団体及び個人の法務大臣宛の抗議文や議員署名・公開質問状などに取り組んでいます。またロンさんの在留資格は11月17日で期限切れとなりますが、この在留期間更新の問題も併せて、法務省の不当な政策の問題点をさらに明らかにさせながら、取り組んでいきます。具体的な行動が決まれば、皆さんに協力要請をしますので、その節は宜しく御願いします。ロンさんの頑張りとともに、皆さん一人一人の力強い協力があつたことにより、今日のハンスト行動が、多くの成果を得て、元気に行いえたことに感謝したいと思ひます。

ロン藤好さんの在留更新を行え！
 ロン藤好さんの再入国を認めよ！
 法務省は、指紋拒否者への
 制裁措置をやめよ！

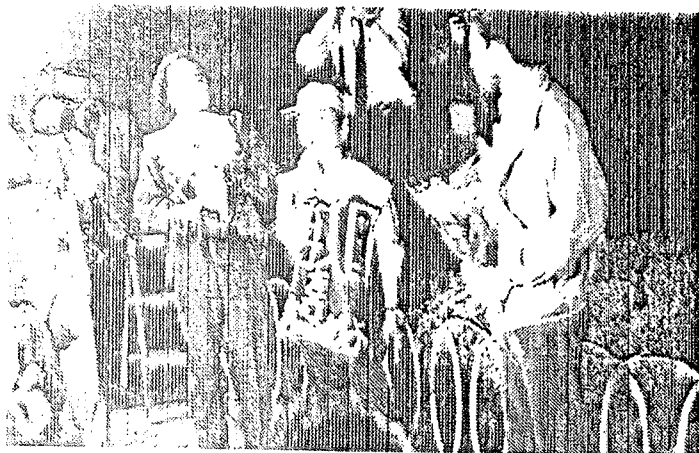
こぶし

第7号

87.11.16

〈発行〉

こぶし編集委員会



9月29日「我々はしつこいんだぞ！」のシュプレヒコールと共にハリストは集結したが・・・

ロン藤好さんの

在留期間更新を勝ち取ろう！

外国人登録の指紋押捺と、登録証の切り替えを拒否しているロナルド・藤好さんの三ヶ月の在留期間が一月一七日にきれる。そのためロンさんは前日の一六日の午前十時に神戸入管に行つて、三年間の在留期間更新の申請を行う予定である。

ところで、八月一七日、ロンさんはそれまで持っていた三年間の在留資格が切れるため、三年間の在留期間更新の申請をしたが、その時、神戸入管の石若審査課長は、「指紋を押し、切り替え手続きをすれば、従来通りの在留期間を許可する。その意志がないならば、出国準備に入ってもらいたい」と述べ、八月二四日に、正式に、「在留期間更新はわずか三ヶ月間、それも出国準備のため」と伝えた。

ロンさんは、一六日の在留期間更新に向けて次のように言っている

「私の次の公判が十二月一五の予

定に開かれる。この日は被告人尋問だから、本人がいなければ裁判がでけない。だから、一月一七日で切れる在留資格が更新されるのは当たり前だと思ふ。

小林入管局長も転任になったし、今外国からも国内からも、法務省に対する圧力が強まっている。まさに第二ラウンドが始まろうとしている。

在留期間の更新延長になったら、又再入国申請もする予定だ。三年の在留更新と再入国許可、これが原則だ。たとえ再入国許可なしでハワイに帰り、又新しいビザで入つてこれても、法務省の固い線を何ら崩すことにはならない。なぜならば、新しいビザだったら、指紋拒否したことや、登録の切り替えを拒否した私の実績が全く消えてしまつて、一からの新規入国扱いになつてしまふ。又、永住資格を持つ定住外国人だったら、再入国がなければ出国できず、それを

日本政府・法務省は、指紋拒否運動を弾圧する為に法務大臣の「自由裁量」を利用した行政措置（再入国の不許可）在留期間更新の規制を不当にも行つてきました。再入国の不許可は、大量切り替え前の一九八二年一〇月から方針を出し、特に永住資格をもっている人に狙いつけてきました。大量切り替えを過ぎて法務省が意図したように運動を押さえることができなかったことから更に一九八五年一月より非永住資格者を狙つて在留期間の短縮あるいは更新の不許可という措置を行つてきました。

この在留期間の短縮ないし更新の不許可という措置は、指紋拒否者の中で、永住資格者と非永住資格者とを区別し、特に非永住資格者への弾圧を強化するという意味で明らかに分断を策した措置といえます。

事実この措置が実施されて以降、非永住資格者の指紋拒否者は急減し、ロンさんのように拒否を貫く者も再入国の際には新規入国者となりこれまでの闘いを解消せざるを得ない様になっていました。法務省は、法違反を理由にこれらの措置を実施していますが、果たしてどちらが本当に法違反者なのでしょう？

法務省を弾劾する

国際人権規約B規約第14条に「有罪が確定するまでは無罪の権利を有する」とあります。又、憲法三九条には「二重罰の禁止」が明記されています。

又、誰でも裁判を受ける権利を有していますが、在留期間更新を不許可にしているためその権利すら奪われています。

先の国会で、行政措置について柔軟に対処するとの付帯決議がなされました。今後、法務省がどう出でくるのか注目したいと思ひます。

今回、この問題を通して行政措置そのものの問題もより明かになりました。私達の理解では、法律により権利についての基本事項について明示した上で、現実の多様な局面に対して法律で対応できない場合、行政措置でカバーするためにこそ行政の裁量権があると考えます。

しかし、入管体制の中の法務大臣の「自由裁量権」に關してはいえ具体的基準が明らかでないままに重大な権利が法務省の勝手であるという事実もより明かになっています。

私達は、このことを通して行政措置の不当性をはじめとして現在の日本社会の根本的問題をさらに掘り下げながら、引き続き闘っていきたいと思ひます。



無視して出国したら永住資格を奪われる可能性がある。法務省が私費で出国して新しいビザで入つて来ることに何らこだわらないのは、この二つの理由であろう。私はあくまでも原則論で聞きたい。もし在留期間更新が認められなかったら、ロンさんは不法残留になり、退去強制手続き（違反調査など）が始まる形となる。まさに指紋押捺拒否を理由に強制送還をするという法務省の不当な弾圧にたいして一緒に抗議して行こう。



ハワイの状況変化と今後の闘いについて

九月五日、ロンさんの再入国許可を求めて突入したハンスト闘争は九月二九日の大村収容所前のハンスト終結宣言に至る二五日間に渡って皆さんの熱い御支援、御協力によって大きな運動の昂まりを創ることができました。ここに皆さんへの感謝を述べると共に、終結以降の状況と闘いの展開について報告します。



ハワイの状況

法務省は再入国を許可していない

小林前局長との話のなかで、再入国許可は与えないがロンさんに関しては一端ハワイに帰国すれば新規入国の形で一八〇日の宣教師ビザ更新一回可能を認めるニュアンスの発言がありました。が、それ以上の在留資格を保証するものではないし、一度は何とか入国できたとしても、再び出国せざるを得ない状況となった場合、二度目の以降の再入国に関しては全く保証がないのです。



一月一七日以降の不法在留状況について

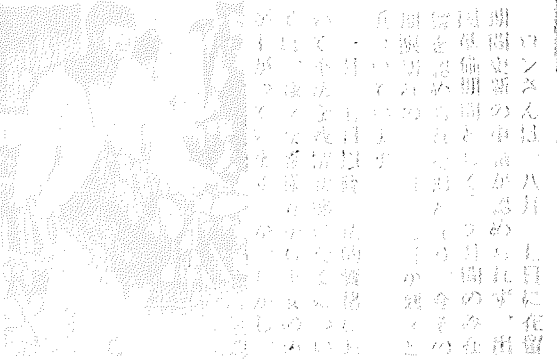
指紋押捺拒否から始まって登録切替えの拒否に至るまで「意図的かつ公然」と違法行為を積み重ねることによって、その主張を訴えてきたロンさんについて言えば、この上「不法残留状態」になったとしても、さほど条件が変化しないのではないかと考えられます。そもそも一月一七日以降の不法残留状態は指紋拒否に対する制裁措置として敵・法務省が設定したものであって、私達がこれにこだわり過ぎるのは逆に自らの手足を縛ることに成りかねません。むしろ法務省が自由勝手な裁量権を振りかざし、しかも裁判が係争中であるにもかかわらず在留期間の更新を認めなかったことに對して、それこそが許されるべきではない違法行為であるとして、主張していかなければなりません。もしそれでも敢て退去強制を強行してくるのか！法務省がどこまでできるのか見せていただく構えです。

日本で闘い続ける

わたしたちはロンさんと日本でできるかぎり長い間ともに闘ってきたいという素朴なしかし真摯な想いから発して、法務省の不当な制裁措置に抗議し、ロンさんの再入国許可をかちとる闘いを皆さんとともに繰り広げてきました。その運動の昂まりは大きな力となつて確実に法務省に圧力となつていくと考えられます。又、海外からの支援、法務省への抗議の声はますます大きくなりつつあります。そこで、ロンさんの再入国許可をいしそれに類するものは得られない現状では、ハワイの状況も考え合わせて、帰国を見合わせる判断を下しました。

ロンさんは、ハワイの状況が変化すればすぐにも帰国せねばなりません。しかし今の小康状態が続くならば、事情の許すかぎり日本に踏み留まり、闘い続ける決意を固めています。私達は、ロンさんと共に、今後もより大きな運動の盛り上がりと共に法務省によつていく所存です。皆さん一人一人の熱い連帯の行動をお願いします。

当初、ロン・藤好さんの義父の骨髄腫の容体が非常に悪く、その上義母の精神状態もかなり不安定であることから、ひとり娘であるロンさんの妻ジニーさんを支え義父の看病を行うことが必要でした。しかしこの間、義父の病状が一定の小康状態を取りもどし、やや安定していることからジニーさんが今後の状態を考慮し、父の看病の場を日本に移動し、二人で日本に渡ることが決まりました。九月五日、二人は日本に到着し、東京の自宅で生活を始めることになりました。しかし、この間、ロンさんの健康状態は悪化し、九月二九日の大村収容所での闘争に参加することができなくなりました。ロンさんは、この間、日本の生活に慣れず、また、日本の生活費も大変な負担であり、今後の生活が非常に厳しくなりました。ロンさんは、この間、日本の生活に慣れず、また、日本の生活費も大変な負担であり、今後の生活が非常に厳しくなりました。



たまたまに、
この本を
読んでみる
の如何か？

それは、法務省の一人管理体制の真の姿を鮮明にするためである。

アメリカでジョシ・レノンは、ワリファナで逮捕されたが強制送還されなかった。

私は、日本の外国人登録法が、日本国憲法の精神に違反しているとおもっているので、外国人登録法違反について現在裁判中である。日本の法律上、有罪の判決が確定するまでは無罪として取り扱われるであろうとわたしは信じていた。したがって私は、この外国人登録法に違反しただけで「不法外国人」になろうとは思わなかった。

一般に、不法入国者は、逮捕されてからどういう段階を経て強制送還に至るかをよく知っている。それは、逮捕—調査—退去命令—収容所行き—強制送還である。この一つが非常に重要なステップなのである。日本の法務省は、ジョン・レノンが裁判中であつた調査中であらうとも彼を強制送還するのだろうか。

なぜ私が「不法残留」になったのか？

その責任は、すべて法務省にある。法務省が、在留期間の更新を認めなかったために私は「不法残留」状態になってしまった。「不法残留」は論理的帰結として強制送還にいきつく。強制送還は、外国人に科せられる罰としては最も重い罰である。もし私が単に指紋押捺を拒否しただけで強制退去されるとすれば、果たして日本の民衆はそれを支持するだろうか？わたしは決して支持することはないと信じている。

日本の財務省は、分断支配を狙っている。

指紋押捺拒否者に対して在留期間更新を認めないことは、外国人のなかで永住資格者と短期在留資格者を分断しようとするものである。この分断政策は、1985年11月に出来てきた。永住資格を持つ外国人一例えば在日韓国朝鮮人一は在留期間更新を申請する必要がない。従って、この法務大臣の決定は、明かに短期在留資格者の指紋押捺拒否者を減らしていくことを狙っているものである。指紋押捺拒否運動を押さえ込むため

法務省は1982年に最初の決定をおこなった。すなわち法務省は、拒否者に対して再入国許可を出さないことを決定したのである。

定住アジア人は、仕事のためあるいは親戚の人と会うために、韓国あるいは台湾にいかねばならないことがある。このようななかで「拒否者には再入国許可を出さない」という決定は、指紋拒否運動を押さえ込むうえで強力な武器となる。

このように1982年と1985年に出された決定は、指紋拒否運動を弾圧する為の武器として、法務省によって行使された。1985年の決定は、再入国不許可だけでは反外登法運動を押さえ込めないと判断されたのに採用された。

私は12月15日に、次回の裁判を控えている。したがって法務省が在留期間を延長しなかったことは、私の裁判を受ける権利を認めないこととなる。またそのことは、「指紋拒否者に対して人道的配慮をおこなう」とした国会の付帯決議をも無視することとなる。

私は、この法務省の反外登法運動への制裁措置に抗議する。そしてこのような「法」の名を借りた「不法」を明らかにするために、進んで自首しようとしている。もし法務省が強制送還することによって私の意思をくじことができるとおもうなら、私を強制送還すべきである。

法務省が私を強制送還するならば、その人権を無視した自らの姿を多くの人の前にさらけ出すことになるであろう！

1987. 11. 18

ロナルド・スミス フジヨシ

< 対神戸入管との交渉・抗議 >

8/31 再入国許可申請 (ハワイの医者の手紙 添付)

9/2 不許可処分

河上民雄 議員 法務省審査課長に要請

① 人道上といえども、ハワイに帰ることを妨げている訳ではない。再び日本に帰ってくることを保障の問題

② 改正、来日通過すれば、来年4月1日施行以降は、すでに指紋のある人は、押さなくても入国できる

③ 指紋拒否だけでなく、登録手続そのものも拒否しているので、許可はむづかしい

9/5 再入国許可申請 (2回目)

ハニスト突入

9/6 不許可処分 即時 再入国許可申請 (3回目)

9/9 金成月さん 裁判 傍聴後、抗議行動、入管包屋のメールモニタリング

9/11 不許可処分、即時 再入国許可申請をするが、「同じ理由では受理できない。法務省がしつこくしている」と受理拒否
ロンさんは怒り、「外資系の問題点を全米にアピールするため」と申請理由を変えたが、受理せず、置いて帰る。

9/12 申請受理拒否に対して抗議行動

9/14 24団体で抗議文、抗議の交渉「ロンさんの場合、人道上の理由にあたり、人道上の理由では①再入
国許可がなければ、相手国で受け入れないとき ② 帰国先がない場合」

9/16 あすがり指の申請について 受理拒否。窓口で口々に抗議と押し、シュプレヒコール

< ハニスト現場のとりくみ >

9/5 ハニスト突入集会 河上民雄、小田実、教会関係者、実行委各団体 アピール

9/6 ミニコンサート (歌、踊り、カクテル、ダンス等) 右翼団体の妨害、警視庁、以降毎日妨害、いざこざ

9/7 たそがれミニコンサート

9/13 イベント、コミット集会

9/15 出張ハニスト (生野区聖和保育園)

9/17 ロンさん 東京へ 居残り組で、花時計前でハニスト継続中アピール

< 海外の動き >

- ロンさんのお父さんと一緒に、ホノルルの領事館にデモ。サンフランシスコ、ロサンゼルス、の領事館
ニューヨークの大使館へ抗議
- アメリカ国内むき 法務大臣宛 ハニスト 900枚配布
- キャンパス・レディ “人種差別主義 反対会談” でアピール
- ジェシー・ジャクソンに働きかける
- ハワイの教会へアピール
- 個人(中谷誠典、新聞記者、医者など)で 法務大臣に手紙送る
- カナダの長老教会を通じ 教会へ 抗議手紙要請
- 韓国へアピール、各団体相繼に 中谷誠典 法務大臣宛 抗議文依頼

< 東京行動 >

9/16 先発 東京へ 関東協へ要請、参議院、法務委員会、社会党議員 質疑

9/17 ロンさんと東京へ、国会議員要請

9/18 法務委員会 傍聴、国会内で 大臣、入管局長に訴える

9/19 東京入管前 抗議、国内の要請手紙配布でアピール、1217・記者 1人9人

9/20 抗議集会

9/21 法務省交渉 (10:00~) 記者会見 (11:00~) PM 神戸大使館 外務省 国会見

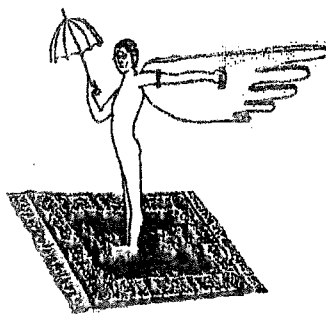
9/22 大阪高裁 公判 (10:30~) 東京行動報告集会、公判後 花時計 (17:30~)

コクヨ ショ 9/29 大村収容所でハニスト (36)



1. A. 1. 1. 1.

1. A. 1. 1. 1.



山形県立図書館蔵 山形県立図書館蔵 増補版

1987年12月3日

<編集/発行>

ハンストニュース「巻」編集委員会

TEL 06-423-1827(山形)

頒価 300円 送料別